

十三本塚遺跡群

—新潟県柏崎市・十三本塚遺跡群確認調査報告—

1991

柏崎市教育委員会

十三本塚遺跡群

——新潟県柏崎市・十三本塚遺跡群確認調査報告——

1991

柏崎市教育委員会

增補遺稿本三十

增補遺稿本三十

增補遺稿本三十

增補遺稿本三十

增補遺稿本三十

增補遺稿本三十

增補遺稿本三十

增補遺稿本三十

增補遺稿本三十

序

十三仏塚遺跡は、本地域にあって比較的規模の大きな縄文集落と考えられてきた。しかし、以前に出土した土器類から、縄文時代中期ということは判っていても、どのような集落がどのような範囲に広がっているのかなど、当時の集落を思い浮かべるには甚だ乏しい情報しか持ち合わせていなかった。また、同一台地に分布する塚群は、地名にも記されているように、民俗学からも再び注目され始めた十三塚である。これらを残し、あるいは造営した人々は、この地に生きた私たちの祖先といえよう。これら大地に刻まれた歴史は、そのままでは何も語ってはくれない。子孫である私たちは、これらの歴史的な遺産、文化財を、明らかにしないまま失うわけにはいかない。

このたび、多くの方々のご協力を得て実施した確認調査は、遺跡の保護と、将来的な土地の有効利用を意図し、遺跡の範囲や分布の程度、あるいは遺跡の性格などを明らかにすべく、そのための基礎資料を得ることを目的としている。本報告書は、ささやかではあるが、以上のような目的のため実施した確認調査の記録であり、当該台地に所在する遺跡の概略をまとめたものである。

調査の成果としては、約五千年ほど前のムラの存在を確認し、その盛衰について大まかではあるが把握できたこと、また中世から近世に至っては、当該台地と人々の係わりがある程度浮き彫りにされたことである。これらの成果は、一つの見解でもあり、今後更に再検討がなされ、また深められなければならぬが、地域の歴史理解の一助となり、遺跡の保護のため活用されるとすれば、この上もなく幸いなことと考える。

最後に、調査のため土地の発掘を御承諾頂いた方々、また藪の中に見え隠れしつつ発掘作業に参加された高齢者事業団シルバー人材センターの会員の皆様並びに調査補助員の各位に対し、ここに深甚なる謝意を表する次第である。

平成3年3月

柏崎市教育委員会

教育長 山田恒義

例　　言

1. 本報告書は、新潟県柏崎市大字脇井川字十三本塚地内に所在する埋蔵文化財包蔵地(遺跡)に対して実施した確認調査の記録である。
 2. 本書の名称は、調査の結果、縄文時代の十三仏塚遺跡と十三本塚の塚群(十三本塚・十三本塚の塚)が同一台地に所在し、また十三仏塚遺跡についても縄文中期の遺跡部分と後期の遺跡部分が地点を異にして分布していることから『十三本塚遺跡群』とした。
 3. 確認調査は、国と県の補助金を導入し、柏崎市教育委員会が主体となって実施した。
 4. 確認調査は、平成2年11月に(社)柏崎市高齢者事業団シルバー人材センターの会員の協力を得て、また整理・報告作業は、柏崎市西本町3丁目喬柏園内遺跡調査室において行った。
 5. 確認調査に伴い出土した遺物は、「十三仏」にグリッドで設定した調査坑の名称と、遺構名・層序名を併記し注記した。出土遺物は、柏崎市教育委員会(社会教育課)が保存・管理し、喬柏園内遺跡調査室において保管してある。
 6. 遺構・遺物の実測及び写真撮影ならびに挿図の作成は、調査補助員や整理員の協力を得て、調査担当の品田高志が行い、報告書の執筆及び編集も合わせて行った。
 7. 確認調査に当たっては、多くの土地所有者の方々から確認調査についてご理解をいただき、多大なるご協力を賜わった。また、調査から報告書の作成に至るまで、下記の諸機関及び個人から御指導及びご教示等を賜わった。ここに記して厚く御礼を申し上げる次第である。
- 朝賀 勤・五十嵐勝彦・五十嵐源司・五十嵐八重子・猪爪一郎・内山ヨシ・内山 亮・大矢勝也・億 幸平・片桐 繩・片桐利栄・加藤孝一・加藤真一・川又昌延・小山栄蔵・高橋 保・種岡節夫・土田利雄・寺崎裕智・前沢信吾・松井正二・三井田忠明・吉野吉郎・吉野喜代治・新潟県教育委員会・柏崎市史編さん室・柏崎市立図書館・柏崎市経済部商工観光課

調査体制

調査主体	柏崎市教育委員会(教育長 山田恒義)
総括	飛田 瑞穂(社会教育課長)
管理	石川 章(社会教育課長補佐) 花井 憲雄(社会教育課社会教育係長)
庶務	阿部せつ子(社会教育課副参事兼庶務係長事務取扱い)
調査担当	品田 高志(社会教育課社会教育係学芸員)
調査補助員	竹井 一(社会教育課属託) 帆刈敏子・大野博子・黒崎和子
発掘作業	石塚清栄・片桐敏雄・加藤高栄・神林杏一・塙浦貞雄・原 真吾・ 藤巻久四郎・箕輪修四・矢代春雄・富田富治
整理作業	帆刈敏子・大野博子・黒崎和子

目 次

I 序 説	1
1 調査に至る経緯	1
2 確認調査の経過	3
II 遺跡群と環境	4
1 地理的環境	4
2 遺跡群の概略と歴史的環境	5
III 十三仏塚遺跡	8
1 遺跡と遺構の分布	8
2 調査坑と遺構の概要	10
3 繩文土器	14
4 土 製 品	25
5 石 器 類	25
IV 十三本塚の塚群	27
1 塚群の群別と呼称	27
2 「十三本塚」概観	27
3 十三本塚の塚	28
V ま と め	30
1 十三本塚における縄文聚落	30
2 「十三本塚」の理解に向けて	33
引用・参考文献	(40)

図 版 目 次

- 図版1 十三本塚遺跡群 十三本塚台地とその周辺航空写真
図版2 十三仏塚遺跡1 調査坑検出遺構(1)
図版3 十三仏塚遺跡2 調査坑検出遺構(2)
図版4 十三仏塚遺跡3 調査坑検出遺構(3)
図版5 十三仏塚遺跡4 調査坑検出遺構(4)
図版6 十三仏塚遺跡5 調査坑検出遺構(5)
図版7 十三仏塚遺跡6 繩文土器(1)
図版8 十三仏塚遺跡7 a. 繩文土器(2) b. 繩文土器(3)
図版9 十三仏塚遺跡8 a. 繩文土器(4) b. 繩文土器(5)
図版10 十三仏塚遺跡9 a. 繩文土器(6) b. 繩文土器(7)
図版11 十三仏塚遺跡10 a. 石器類(1) b. 石器類(2)
図版12 十三本塚の塚群

挿 図 目 次

第1図 柏崎平野と 縄文時代の主要遺跡	4	第9図 繩文土器4	21
第2図 基本層序模式図	8	第10図 繩文土器5	22
第3図 十三本塚台地 と調査区の設定	9	第11図 繩文土器6	23
第4図 調査坑検出遺構模式図1	12	第12図 繩文土器7・近世陶器	24
第5図 調査坑検出遺構模式図2	13	第13図 土製品	25
第6図 繩文土器1	18	第14図 石器類	26
第7図 繩文土器2	19	第15図 十三本塚の塚群	29
第8図 繩文土器3	20	第16図 十三本塚台地における 縄文集落概念図	32
		第17図 越後國鶴河莊安田条 と周辺地域要図	35

表 目 次

第1表 十三本塚の塚群計測表	28
----------------------	----

I 序 説

1 調査に至る経緯

調査前史 当該台地において、遺跡の存在が知られた時期は、第2次世界大戦頃の開墾が契機ではないかとされていた。これは、山林や原野におおわれている台地平坦部の大半に畠の痕跡が認められ、最近まで一部が畠として残存していたことによる類推であった。しかし、明治期に作成された土地更正図をみると、当該台地全体はかなり細かく分筆されており、畠の痕跡も基本的にはこれに沿うような状況を看取することができる。したがって、当該台地において畠として耕作されていた時期は、確定な時期としては明治期で、少なくとも江戸時代後期にはすでに開墾されていたと考えられる。しかし、畠としての機能は植林等により失われ、それらの樹木は40~50年を経過したと考えられることから、戦後間もなく山林化したことを示唆している。このことは、土器や石器等が出土するという事実が、すでにかなり古くから知られていた可能性を示している。なお、十三本塚については、遺跡としての周知化は、十三仏塚遺跡としての縄文遺跡の影に隠れていたため最近のこととなつたが〔神奈川大学民俗文化研究所編1982〕、伝承としてすでに採訪されており〔柏崎市教委1972〕、地元ではかなり身近な存在であった。十三仏塚遺跡では、昭和20年代に小規模な発掘がなされており、これが初めての調査となつた。この時出土した多くの遺物は、最近柏崎市史資料集に紹介された〔品田1987〕。

開発行為と十三仏塚遺跡 昭和57年、田尻地区から輕井川地区にかけて、工業団地の建設が実行に移されようとしていたが、十三仏塚遺跡もその事業予定地内に含まれていることが判明した。市教委は、本遺跡が本地域の歴史にとって重要な遺跡である、との認識に立って協議を行い、文化財に対する理解を求めていくこととした。最終的な協議の結果は、地形変換線以下の沖積地は開発対象区域とせざるを得ないとしても、台地部及び斜面については緑地帯として現状保存することで合意することができた。しかし、昭和59年に至って、遺跡範囲とされていた地区的南200mの斜面において、その一部を重機が削土した際、その掘削土内から遺物が発見された。また、遺跡範囲外と考へられていた台地北端部斜面下の調整池の工事でも、縄文時代後期を主体とする遺物群が採集された。発見段階では、すでにそれ以上掘削行為がなされないこともあって、出土した遺物を採集することで一応収束をみた。しかし、これらの偶発的発見により遺跡の範囲が予想以上に広がっていることが明かとなり、遺跡範囲等を確認する調査の必要性を強くしたのであった。

昭和60年夏、この田尻工業団地の周辺整備事業の一環として農道の一部を付け替える工事が計画され、小さな尾根の先端部を土取りすることとなつた。この場所は、十三仏塚遺跡の中心よりかなり離れてはいたが、小字名はやはり「十三本塚」であり、縄文遺跡の延長も予想され

た。このため、事業者の協力を得て当該地に対し重機による試掘を行い、遺構の有無等を確認することとした。その結果確認されたのが、延長約11mの木炭窯であった。時期を決定できる資料は検出されていないが、北陸地方の諸例から古代の鉄生産に係わる施設である可能性が指摘され、周辺部において鉄生産関連遺跡の存在を示すものとされた〔品田1989〕。

木炭窯が検出された地点の南側は、以前に鏡里小学校があったところである。廃校後は養鶏場となっていたが、それも移転するとしばらく空き地の状態にあった。しかし、隣接地に工業団地が建設され、市街地にも近い平坦な台地は、利用価値も高いことから昭和63年頃には宅地造成が計画されるに至った。小学校の敷地自体は、すでに数mほど削平されていたが、事業予定地内には未造成地が1,000 m²ほどあり、平成元年にその一部について確認調査が実施されている。調査は、製鉄関連遺構の存在も考慮する必要があるため、斜面部についても3本のトレッジが入れられた。しかし、遺構を確認することができず、遺物も台地平坦部から平安時代の土師器壺の破片が数個体検出されたのみで、縄文集落の延長も認められなかった。

確認調査の発端 十三仏塚遺跡週辺の台地は、試掘や確認調査及び部分的な削土等によって、遺構や遺物が広範囲にわたっていることが明かとなっていた。したがって、近い将来当該台地における遺跡の範囲や遺構の分布及びその粗密といった具体的な内容を、早急に把握しなければならない時期にきていた。平成元年、突如当該台地全面にわたる大規模な宅地造成の計画が持たれ、遺跡の状況や範囲についての照会が市教委に対してなされた。この計画は、延べ約60,000m²以上にも及ぶとされ、遺構の密集地は除外する意向とのことであった。市教委としては、これを機に遺跡の範囲等を把握するための調査を実施することとした。しかし、当該台地の面積は、台地上の平坦地でも約20,000m²、周辺斜面を含めれば数万m²におよび、しかも本地域では著名な中核的縄文集落と目される。さらに民有地がかなりの面積を占め、また工業団地の縁地帯であるなどから伐採は避ける必要があり、調査の規模もそれなりを見込む必要があった。このような状況から確認調査の実施に当たっては、国・県の補助金を導入し、平成2年度の事業に急ぎ組み入れて実施することで準備にはいることとした。

調査の目的と方法 今回の確認調査は、当初の計画では台地の斜面を含めた台地全体に対し、10×10mのグリッドを設定し、各グリッドを示す方眼の交点を中心にして2×2mの試掘坑を開いていくことを原則としたものであった。しかし、このためには、予算規模もかなり大きくなり、単年度でそれを満たすことが困難であったことから、開発業者との協議により区域を分割して調査を実施することとした。ところが、平成2年8月に至って、宅地開発事業そのものが、資金繰りが困難なことなどを理由に計画を中止したことが伝えられた。このことは、本台地が開発される危険がひとまず去ったことを意味したが、調査を実施するか否かという基本的な問題から、調査の方法等にも再検討を迫ることとなった。しかし、本台地における遺跡範囲等については早晚把握する必要があり、今回補助事業として実行できることは、その絶好の機会でもあった。検討の結果、調査範囲を台地全体とし、遺構分布の広がり等の全体像を先ず把握することに重点をおくこととした。そのため、試掘坑は20×20mのグリッドで発掘していくことを

原則とすることに変更した。なお、グリッドの設定は、工業団地の敷地境界杭を基準にして、Rライン・17ライン・29ラインの3本の幹線ラインを測量会社に委託し、その他の支線についてはその都度設定することとし、刈り払いも同様とした。また、発掘はすべて人力で行い、最終的にはすべての埋め戻しを実施した。

2 確認調査の経過

調査は、当初予定は10月頃としていたが、不時発見遺跡の緊急調査が終了せず、それを一時中断することによって、11月によく調査を実施することができた。したがって、調査の準備は、全く余裕のない状態で行わざるを得なかった。調査の期間は、平成2年11月8日から同年11月29日までであるが、柏崎市シルバー人材センターの会員参加による発掘作業及び埋め戻し作業の実質作業は、11月13日から11月29日までの延べ11日間、センターの会員延べ85人、調査補助員延べ30人であった。

11月8日(木)、ユニット・ハウス及び仮設トイレを現地に設置、器材を搬入し休憩所等を設営した。9日は、グリッド設定のため杭打ちを行う。測量会社委託分の幹線3本については8日から着手、もっとも基本的なRラインはかなりの部分が終了していた。したがって、本日の杭打ちちは、Rラインの北部を利用し、19~27ラインについて20m間隔で杭打ちを行った。晩秋とは言え雑木が繁茂しており、見通しが悪く作業は困難を極めた。雑木等の刈り払い作業は、杭打ち及び試掘坑設定の度に行わざるを得ず、調査の終了まで続くことになった。

11月13日(火)、本日より人材センターの会員が参加。社会教育課長の挨拶及び作業内容の説明や安全面についての諸注意を行い、作業に着手する。なお、試掘坑は当初 2×2 mを考えていたが、山林のため確保が困難であり、また悪天候の場合に予定範囲すべてを調査できないことも予想されたため、 2×1.5 mとした。発掘作業と並行してグリッド未設定区域での杭打ち作業を行う。以後、杭打ち作業は、試掘坑完掘後の精査作業の合間にねって行った。

試掘坑の発掘作業は、13日から15日にかけてが19~27ラインの中央区、15日から20日頃まで27~35ラインの南地区を調査した。遺構・遺物の分布は南地区で多くなり、遺跡範囲がかなり広大であることが判明する。L-31②試掘坑は、深度で1.5m、遺物量はかなり多く完掘までに3日を要した。11月20日(火)からは、11~19ラインの北区に着手、22日には本区内の台地上平坦部を終了、北斜面の沢内の発掘も順調に進む。南地区西半部は、本台地上において遺構が密集していることが明かとなつたが、集落形態等については不明であった。このため、部分的に10m間隔で試掘坑を設定し、中央部における広場等の確認作業を27日まで実施したが、一部発掘できない区域があり、最終的には確認できなかつた。

試掘坑の埋め戻し作業は、11月27日から一部で着手、29日まで行う。この期間、十三本塚の塚群について、その位置を測量した。調査は、台風や寒波によって作業を中止したこともあったが、天候には恵まれ作業の進捗も極めて順調であった。確認調査に係る現場作業は、11月29日ですべて完了し、器材の撤収等も終えることができた。

II 遺跡群と環境

1 地理的環境

柏崎平野概観 新潟県中央西部に位置する柏崎(刈羽)平野は、鶴川と鱒石川及びその支流別山川等を主要河川として形成された臨海沖積平野である。平野部は、刈羽三山と称される米山・黒巣山・八石山を頂点とする山地や丘陵(東頸城丘陵)によって囲まれ、北西部を日本海に開口する。沿岸部には荒浜砂丘が形成され、その後背地をなす冲積地は湿地性の低地となっており、これらを取り巻く丘陵縁辺には、中・高位段丘が分布する。また、鶴川・鱒石川の二大河川は、本地域の地形を西部・中部・東部に大きく区分する。東部は、八石山を頂点とし、向斜軸に沿った丘陵地帯で、信濃川流域との分水嶺をなし、西部は米山山塊を主体とした山地である。

平野南部の地形 十三本塚遺跡群が所在する平野南部は、平野区分の中部に含まれ、黒巣山を頂点とした丘陵地帯である。北側は、中位段丘が広く形成され、やがて沖積地内へと没している。中位段丘地帯は、西流する輕井川によって南北に分断されるが、本遺跡群はその北部東側に位置している。中位段丘は、樹枝状に侵食されている。遺跡群は、標高約25m、周辺の沖積地との比高差約10mの台地上に営まれていた。現在の鱒石川は、遺跡の東約1.5kmで北流しているが、現地形の観察からすれば北東約700~800m程のところを蛇行していた時期があったことが看取できる。その時期が、十三本塚遺跡とどのように係わっているのかについては、縄文社会を理解する上でも興味深い今後の課題とすることができるよう。



第1図 柏崎平野と縄文時代の主要遺跡 (1:100,000)

国土地理院 1:50,000柏崎を使用

2 遺跡群の概略と歴史的環境

立地と現状 本遺跡群が所在する柏崎市大字軽井川字十三本塚は、一部が隣接する佐藤ヶ池新田地区にも飛地で分布するが、ほとんどは軽井川地内の地籍である。しかし、第Ⅰ章でも述べたとおり、土地更正図における地籍は細分化が著しい。また本台地は、土地所有者という観点でみれば、(下)軽井川、佐藤ヶ池新田、上田尻地区の人々の所有地となっており、これら3地区と何らかの歴史的な経緯があった「場」とすることができよう。

本遺跡群は、地理的環境のところで若干触れたように、東西に長い尾根状化した中位段丘上に立地する。本台地は、南側を鶴川の一枝流である軽井川によって丘陵地と隔され、東端部で辛うじて接続している。また北側では侵食が著しく、下部を冲積地に没し高所が島状に分布する地形となっている。東側は、小規模な沢が南北両方向から切り込み、独立丘的な様相が強い。さらにその東側は、安田毛利氏の要害が構築されていたが、この安田城と本台地の中間は工業団地によってすでに開発されており、旧状は全く失われている。西側は尾根続きとなってはいるが、独立的な小丘が連続する形態を呈している。

今回確認調査の対象とした区域（第3図参照）は、A沢とG沢によって北部を、また南側や西側はD沢やE沢によって尾根筋が細くなっているL字状を呈したやや独立的な台地である。この台地平坦面を中心とした空間が、本遺跡の範囲とすることができよう。しかし、後述するようにA沢内にも遺構の分布や遺物包含層の存在を確認しており、単純には示せない状況であることは確かである。なお、平坦部を中心とした台地の規模は、おおむね南北200m、東西180m、幅は50~80mであった。

当該台地は、現在そのほとんどが山林であり、その半分ほどが工業団地の縁地帯となっている。10年ほど前までは、山道も機能し、一部では畑での耕作も認められたが、今では雑木やカヤが繁茂する状態となっている。最近における松食い虫の被害を蒙った松の大木が、切り倒されたまま放置されており、荒涼とした雰囲気を醸し出している。

しかし、現在の姿は最近のことであって、平坦地のほとんど全域に畑の畝をみるとことができた。更正図に示された分筆の激しさが、そのまま畑の地割りとすることができれば、明治期前後の景観は畑が広がる台地であったとすることができる。また、現在の植生をみると、松や杉が植林されているところや雑木林やカヤの藪と化している個所等に区分が可能であるが、これらは畑の耕作を止めた後の処置の仕方の相違と考えられる。

「十三本塚」遺跡群 今回実施した確認調査の目的は、十三本塚遺跡として周知されている縄文遺跡の範囲及びその内容の把握であった。したがって、調査の名称も「十三本塚遺跡」を冠していたわけであるが、当該台地にはこの他に十三本塚の塚群が存在することも知られていた。また、縄文集落といつても、広い台地上や沢内にも幾つかの分布域が確認され、一つのまとまりとして単純に把握できない状況が今回の調査で判明した。以上のことから、複雑さを避ける意味で小字名の「十三本塚」から本台地及びその縁辺に所在する遺跡の総称として、「十

「三本塚遺跡群」と便宜的に呼称することとした。なお、縄文集落と目される遺跡については、本来ならば十三本塚遺跡とすべきところであるが、学史的な経緯からそのまま十三本塚遺跡とされている〔品田1987〕。

十三本塚遺跡と縄文時代の主要遺跡 本遺跡の出土土器をみると、大半が縄文時代中期で占められ、その他の時期は少量にすぎない。したがって、ここでは縄文時代中期に限定して周辺の主要遺跡について概観することにしたい。

柏崎平野における当該期の遺跡は、第1図でも示したように数kmの間隔をおいて位置していることが明らかである。それらの分布や立地の傾向をうかがうと、河川の流域に沿っている遺跡が多いことが判る。柏崎平野西部域では、鶴川下流左岸に剣野山縄文遺跡群〔柏崎市教委1990b〕、中流域北部では堀・南下台地遺跡群〔柏崎市教委1990a〕、南部では青木遺跡〔岡本1987a〕をみることができる。また米山山塊からは、小規模ではあるが流量が概して多い小河川が数条存在するが、前川流域には川内遺跡〔柏崎市教委1976〕が、オガチ川流域には梨の木平遺跡〔岡本1987b〕が位置している。また十三本塚遺跡とは沖積地を挟んだ対岸に位置する岩野遺跡〔柏崎市教委1980〕は、荒浜砂丘下への埋没を辛うじて免れた台地上に立地しているが、鮒石川と別山川の合流点に近い位置とすることができる。本来、このような遺跡立地であったと考えられるが、西ヶ峰縄文遺跡群〔柏崎市教委1990c〕と十三本塚遺跡については主要河川とは離れたところに位置しており、一般的な立地条件にないことが看取される。しかし、十三本塚遺跡については、その北部に鮒石川が大きく蛇行していた可能性を考えられ、基本的には河川の流域に沿った立地環境にあったことが想像できる。このように考えれば、西ヶ峰縄文遺跡群についても、近くまで別山川が蛇行していた可能性を指摘することができよう。

以上のようなことが前提にできれば、縄文時代中期の鮒石川は、鳥越辺りから北西に流路を取り、さらには鶴川下流域に向かって流れている可能性も指摘できるであろう。ただ、この流路も一時的であったと考えられ、縄文時代後期に至る頃には流路が変わり、本遺跡も衰退せざるを得なかつたのではないだろうか。縄文時代は、自然環境をうまく利用した自然経済の社会であり、環境の変化一つが、中核的な集落を廃絶に追い込む状況があった場合を想定することができよう。

十三本塚の塚群と中世・近世 柏崎平野一帯は、平安時代にはいるときもなく三嶋郡として古志郡から分置独立した地域である〔米沢1980〕。三嶋郡には、三嶋・高家・多岐の三郷があつたことが10世紀の成立とされる『倭名類聚抄』に記載されている。中世にはいると、これら三郷ではなく、莊園名で呼称されるようになる。『吾妻鏡』文治2(1186)年3月12日条では、「鶴(字)河莊」「佐橋莊」「比角莊」の三莊園の存在を知ることができる。各莊園の四至を明確にできる史料はないが、鶴河莊と佐橋莊は各々鶴川と鮒石川の各流域を中心とし、比角莊については現市街地辺りがその故地として想定されている〔荻野1986〕。

安田毛利氏の根拠地である安田地区が、鶴河莊内とすることにはほとんど異論はないと考えられ、また十三本塚が所在する輕井川地内も鶴河莊域であったとすることができよう。特に、輕

井川が形成する細くて長い沢は、中世においては水田等に開発する絶好の土地であり、鶴河荘に取っても重要な耕地であったと考えられる。

鶴河荘は、その四至を不詳とするが、鶴川中流域から筋石川下流左岸の安田地区を含む範囲が想定され、鳥羽院政期（1129～56年）の立荘と考えられている〔荻野前掲〕。本荘の概略について『柏崎市史』〔村山1990〕によって概観してみよう。前述した『吾妻鏡』には本所が前斎院、領家が前治部卿と記されており、これが12世紀後半頃の所有関係であった。しかし、その後については應永4（1341）年に至って越後守護の弟上杉朝定が、「鶴河荘安田条上方」を丹波の光福寺（後の安国寺）に寄進するまでの間、記録はほとんど残されていない。中世における荘園支配は、本所・領家等となった権門・勢家による支配であるが、鎌倉時代になると守護・地頭がそれらとは別に配置される。本地域における地頭としては、佐橋荘の毛利氏が知られている。この毛利氏は、応安7（1374）年の「安田道幸譲状」によれば14世紀後半には鶴河荘へも進出し、安田条まで支配地を拡大していたことが知られる。しかし、「安田条上方」はすでに安国寺領となっており、在地支配を目指す毛利氏と争うことになる。この争いは、觀応3（1352）年にはすでに室町幕府に訴えられており、數度にわたって安国寺への引き渡しが命じられている。この争いは、康応元（1389）年まで続いていることが確認できるが、在地勢力を無視できない幕府は、康暦2（1380）年に毛利憲朝に対し「鶴河荘安田条地頭職」を安堵している。

ところで、文書上に記される「安田条上方」とは、どこを指しているのであろうか。「上方」は、現在鶴川中流域の集落名と同一文字であることから、高田地区上方に比定するのが一般的な見解のようである。しかし、安田条は現在の大字安田地内程度であり、これと上軽井川地内を含んだ地域が、安田毛利氏の本貫地であるとした説もある〔猪爪・小暮1989〕。現状では、後に妥当性があり、これが十三本塙の地を理解していく上で重要と考えられる。なお、この点については、周辺に分布する古代・中世の遺跡を含め若干後述することとしたい。

近世の軽井川村は、佐藤ヶ池新田村とともに元和2（1616）年に牧野忠成の長峰藩領となり、ついで元和5（1619）年に松平忠正の高田藩領を経て、天和元（1681）年以降一部不明な時期があるものの幕末まで天領として支配されていたとされる〔新沢1970〕。しかし、当時の村内を知る史料は少なく、詳細は不明である。信仰面では、天保9（1838）年の「軽井川村明細御案内帳」によれば、諏訪社・十二神社・石動社・地蔵堂・虚空蔵堂・熊野社・三王社・阿弥陀堂・十王堂の9ヶ所が記されている。しかし、『白河風土記』や昭和12年の『刈羽郡神社明細帳』に掲載されているのは、下軽井川の諏訪社・地蔵堂と上軽井川の熊野社・阿弥陀堂の4ヶ所が各地区に近接して存在しているに過ぎない。

十三本塙地内については、天和13（1683）年の「軽井川村換地水帳」に、5ヶ所1町6反程の「山畑」が記載されており、遅くとも17世紀後半には台地平坦部の大半が開墾されていたことが判る。今回の調査で確認された十三塙としての「十三本塙」は、7基の現存であることから、そのころすでに失われた塙があった可能性を示している。ただし、このことは、十三本塙の意味がほとんど失われていたことを示唆するが、解釈には慎重性が要求されることともいえよう。

III 十三仏塚遺跡

1 遺跡と遺構の分布

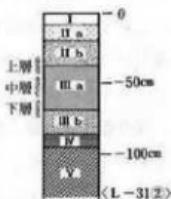
調査区の設定 調査区は10m間隔のグリッドを基本として、台地全体と斜面を含めた全域に設定した。設定の基準とすることができる定点は、田尻工業団地緑地帯の官民境界線設定の境杭を利用した。使用した杭は、O11杭とJJ4.10杭である。グリッドの設定方法としては、O11からJJ4.10を見通した直線を東西の基準線とし、O11杭をグリッドF杭R-27として、東西線と直行する直線を南北の基準線とした。したがって、R-27としたO11を基準とし、10m間隔で東西南北に設定した直線の交点が、グリッドの基準となる。グリッド南北線は、真北に対しN-16.5°-Wを指向する。グリッドの名称は、東西を西からアルファベット順に、南北は北から算用数字で表示することとした。

層序 本台地における基本層序は、大きく5層に区分される。
第2図は、表土がもっとも厚く、遺物が大量に出土したL-31②グリッド西壁を示した。当該調査坑は、台地平坦部の肩部分に位置しており、包含層等が厚く堆積していたが、台地平坦部の大半は、長期間にわたって畑耕作がなされたこともあってか、表土は概して薄い。包含層は、主に第Ⅲ層が相当するが、第Ⅱa層下部から出土し始めている。第Ⅰ層は、畑耕作土であり、畑以外の山林では、基本層序より暗色を呈した腐葉土層が主体となる。第Ⅳ層は地山漸移層、第Ⅴ層はやや粘性の強い地山層である。包含層とした第Ⅲ層は、畑部では耕作による擾乱が著しく、単純な形では存在せず、表土も地山層との混土と化した耕作土である場合が多かった。特に後述する遺構分布のBエリアでは顕著であった。したがって、第Ⅲ層が明瞭に残存するのは、当該台地南側と斜面等である。遺構内の覆土も、Bエリアでは概して褐色系のどちらかと言えば明色土が充満して検出されており、当初から第Ⅲ層系の黒褐色土は希薄であったと考えられる。

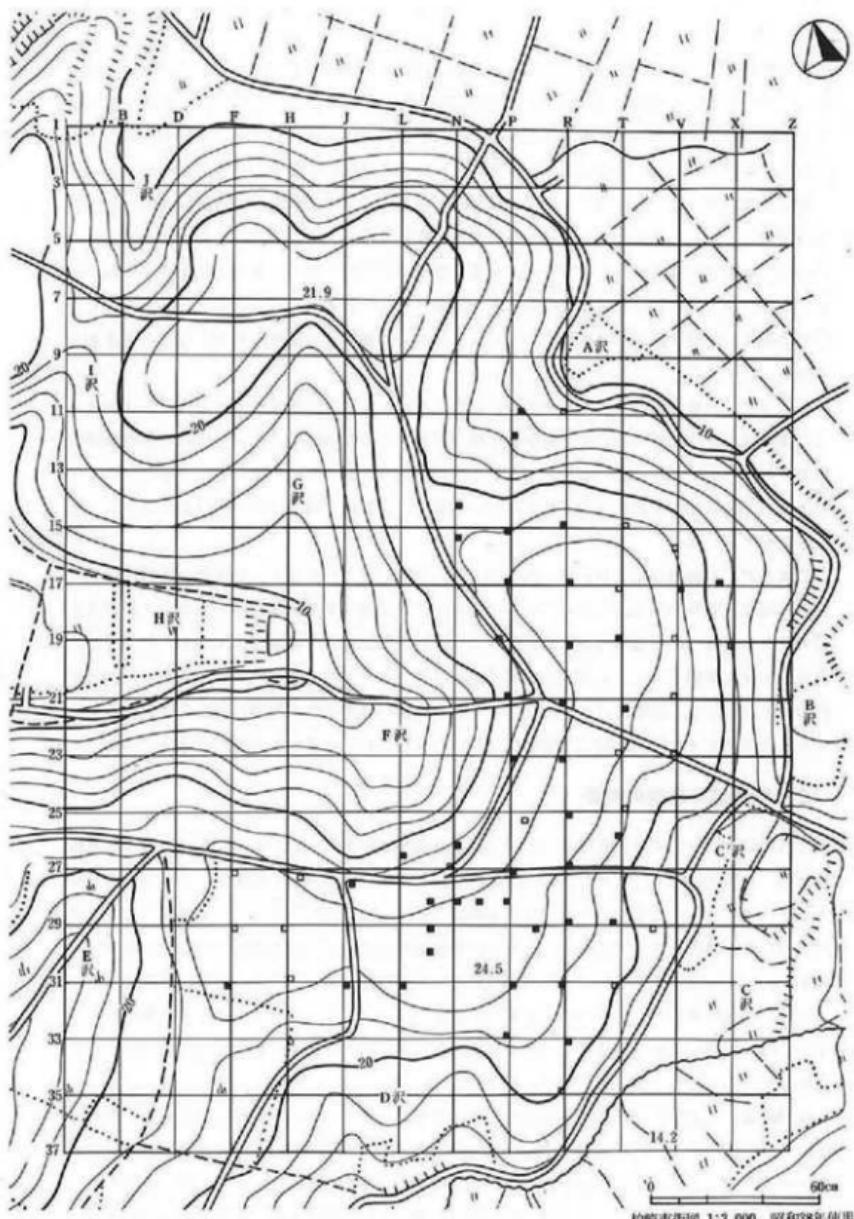
遺構の広がりと遺跡範囲 当該台地上における遺構の広がりは、基本的にはほぼ全面に広がっており、調査結果からすれば今回の調査範囲内のはほとんど全域が遺跡範囲内と結論付けることができる。ただし、遺構の分布には、確実に濃淡の差異があり、大きく4区分される。これを、遺跡の集落景観を想定しつつA-Dまでのエリアとして、調査範囲に限って以下概観する。

なお、今回の確認調査で発掘した調査坑は、その多くが20mの間隔で設定されており、厳密な線引等は、今後の課題とされる面が多い。

Aエリア J-T-22-33グリッドの範囲内における台地平坦部とその周辺地区が相当する。



第2図 基本層序模式図



第3図 十三本塚台地と調査区の設定 (1:2,000)

柏崎市街図 1:3,000 昭和38年使用

面積は概算で約8,000m²程度と考えられる。遺構の密度は当該台地上ではもっとも濃密に検出された。また南・東・北側の各斜面には、当時の廃棄物場があり、特に南側では大量に廃棄された土器類等が出土している。時期的には縄文時代中期が主体であり、当時の比較的規模が大きい集落が形成されていたと考えられる。本エリアが、本遺跡の中核部分とすることができる。

Bエリア N-X-23~21グリッドの範囲内が相当する。主に台地上平坦部に遺構が分布し、北辺部がその中心と考えられる。ただし、遺構の密度は概して希薄である。検出された遺構の中には、土壙墓と考えられるやや大型の遺構が数基検出されており、Aエリア集落の墓域が存在したか、あるいは別時期の小規模な集落が営まれていたと考えられる。本エリア南西側にはやや小規模な廃棄物場が確認されているが、Aエリアに属する可能性もある。今回は確認までには至らなかった。

Cエリア 台地北部の沢内から沖積地に広がっていたものと判断される。調査坑は3個所のみで実態はあまり明確でないが、遺物量は概して多く、また住居址と考えられる大型の遺構も検出されている。台地上部の集落と、どのような係わりがあったのかは明確にできないが、このような北向斜面にも居住区が設定されていた事実は、遺跡の広がりが予想以上に大きかったことを示している。

Dエリア 台地西端部のD-H-25~33グリッド内と考えられるが、具体的な範囲は明確でない。縄文土器等の出土はきわめて少なく、本エリアは縄文集落の範囲外と/orすることができるのではないだろうか。遺構は若干が検出されるが、密度はかなり希薄な状況であった。また、何らかの焼成遺構と考えられる焼土遺構が確認されるなど、前述3エリアとは異なった性格を持つエリアである。遺物は伴っていなかったが、南側のD沢やその西側台地からは古代と考えられる木炭窯や平安時代土器が少量検出されており、これらに係わる可能性が指摘できよう。

2 調査坑と遺構の概要

今回の調査で設定した調査坑は、2×1.5mと発掘範囲が狭かったため、住居址等の大型遺構については明確にすることはできなかった。住居址の場合、石圓炉や地床炉といった炉址の存在がメルクマールとなるが、今回はこれも確認されていない。したがって、本遺跡における住居の存在は、確固たるものではなく、厳密には集落遺跡とすることはできないのかも知れない。しかし、以下に説明するごとく、住居の壁溝や柱穴の並びによっては、その存在が推定できる。一ヵ所の発掘範囲が狭いことから、不確実性を伴うことは否めないが、住居址・土壙・ピット（柱穴等）・土器捨て場（いわゆる当時の廃棄物場）等について、若干まとめておきたい。なお、説明は断わらない限り縄文時代についてである。

住居址 上述のように、明確な遺構としては検出されていない。黒褐色や暗褐色の覆土が検出された大型の落ち込みとしては、Q-23⑤・P-10⑫の例があり、J-27⑩やP-11⑭もその可能性がある。壁溝が確認されたのは、R-26⑩とR-33①で、この他にO-28⑤もその可能性が強い。柱穴の並びでは、M-29①・M-29②・N-28①・N-28⑤・O-32⑩・O-

28⑤・Q-31⑤・P-31①・R-25①などがその可能性の強い事例として挙げることができる。しかし、住居の形態については明確にすることはできず、おおむね円形～楕円形が想定されるに過ぎない。なお、事例として挙げた中には、検討を要するものも含まれている。

土 壤 明確な事例としては、P-23①・V-17①・O-15⑤が挙げられ、この他にはM-29②・P-27①・P-29⑤などが可能性の強い例といえよう。この内、V-17①、SK-1とした土壤は、N-32*・Wを指向していた。分布の傾向としては、遺跡の北半部に片寄っていることがうかがえよう。

ピット（柱穴）群 ピット群は、Aエリアを主体に、B・Dエリアにも分布を認めることができる。規模は、10～15cm、30cm前後、50cm前後等に大きく区分される。後2者は、柱穴の可能性を含む遺構と考えられるが、前者のような小ピットが多く検出される調査坑があり、これらが何の痕跡かは明確にできなかった。

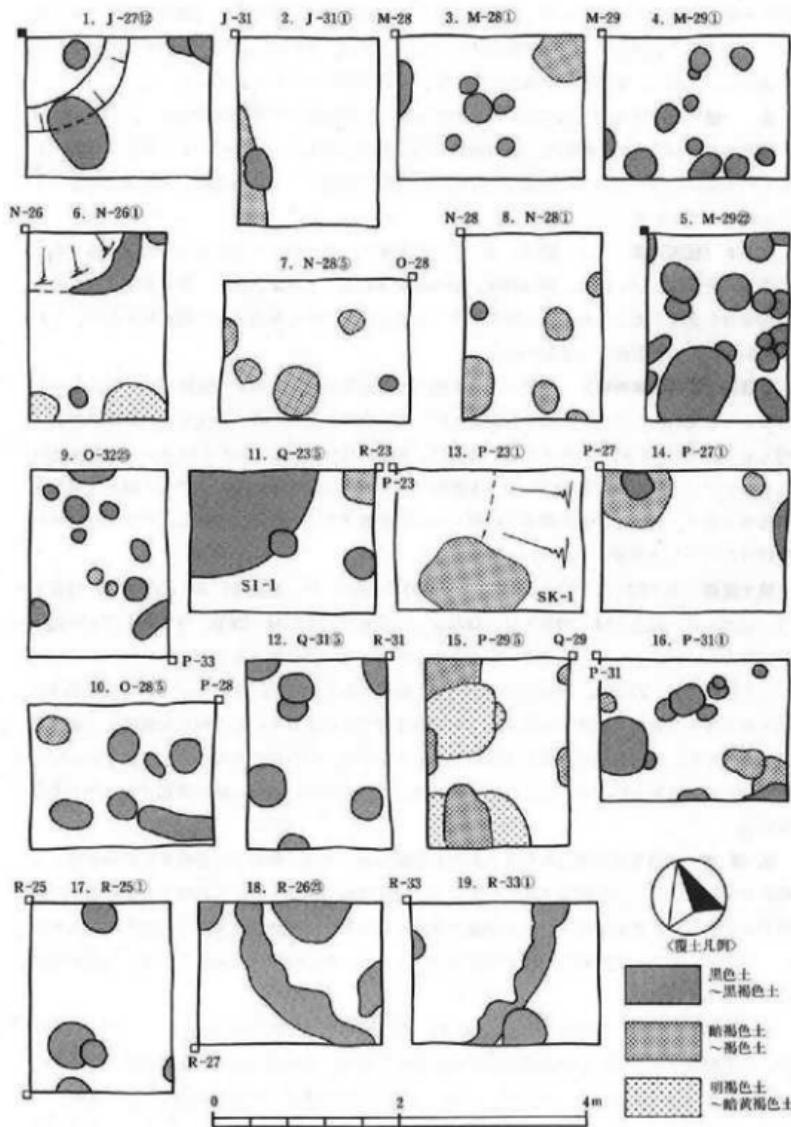
土器捨て場（廃棄物場） 斜面は、基本的には住居等が構築される可能性は少ない。しかし、このような場所からは、土器類や石器類といった無機物の遺物が多く出土し、以前は土器捨て場とも考えられていたところである。現在は、食物の残渣等といったいわゆるゴミが廃棄されたところという認識が定着している。本遺跡では、L-31②を中心としたD沢一帯が主要な廃棄物場であり、この他にF沢周辺やC'沢などにも存在することが確認された。ただし、各々の規模等については明確にできなかった。

焼土遺構 焼土粒が若干混入したり、炭化物粒が認められた遺構は、R-25①・Q-31⑤・O-32②・P-31①・M-29②・Q-14⑤などに分布し、またM-28①、SK-1でも炭化物粒が含まれていた。しかし、明確に炉址と考えられる事例は検出されていない。

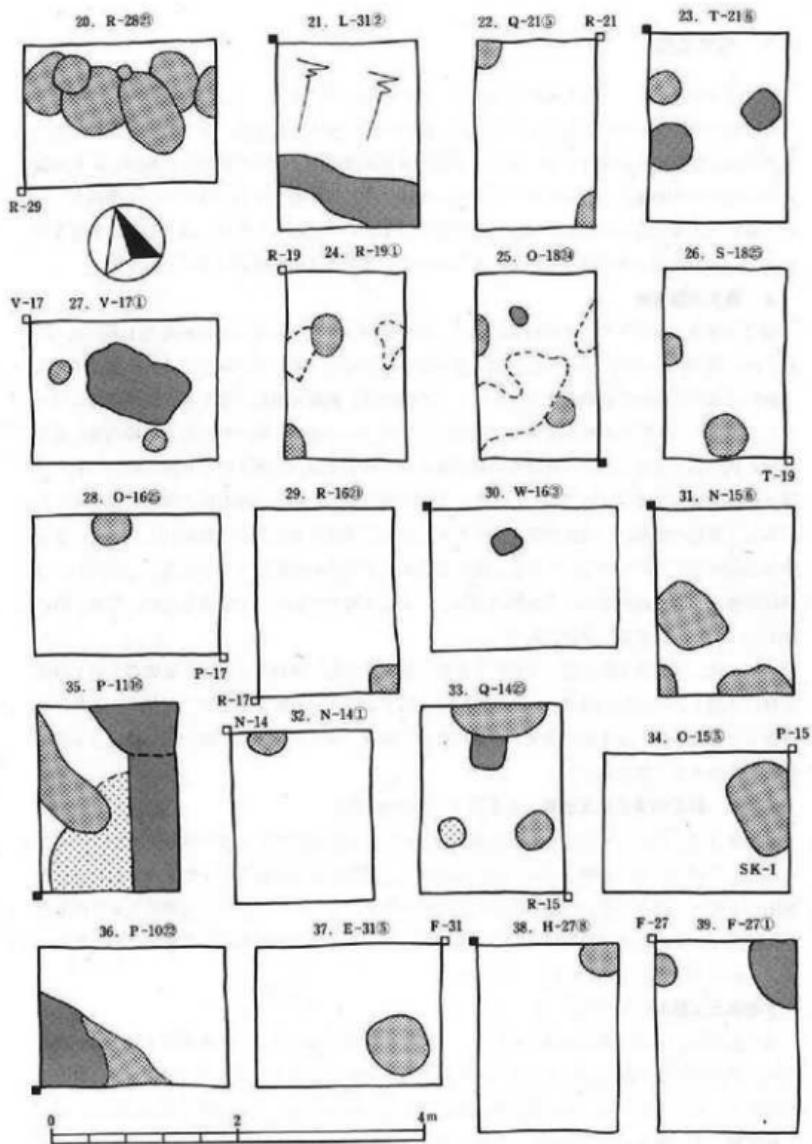
この他に、F-27①から検出された土壤が、特異な例として挙げができる。本例は、壁が厚さ2～3cm程度で焼けており、覆土中に焼土粒等が含まれていた。何かを焼成した遺構と考えられるが、今回遺構の発掘までは行っていないため、明らかにすることはできなかった。時期的には、遺物を伴っていないため明確にできなかったが、古代以降に所属するものと考えられる。

広 場 等 鶴川下流西岸に所在する剣野B遺跡においては、住居等の遺構群が広場を巡って環状を呈していたことが確認されている。十三仏塚遺跡の場合もその可能性があるため、広場検出を試みたが、想定地点について発掘の承諾が得られず、今回は未確認とせざるを得なかつた。ただし、たとえ広場状の空間が存在したとしても、その規模は余り大きくなかったのではないかと考えられる。

その他の遺構 M-29②からは、遺構に伴う形で礫が、比較的多く出土した。今回の調査では、数個程度の礫が出土した調査坑は幾つか存在するが、拡大以上の礫が遺構に伴い集中した地点はこの1カ所であった。本地点は、Aエリアという本遺跡中核部のはば中心部に位置している。したがって、何らかの意味があるかと思われるが、今回は明確にできなかつたため、指摘するにとどめたい。



第4図 調査坑検出構造模式図 1 (1:60) 1-19: A=アリ亞



第5図 調査坑検出遺構模式図 2 (1:60) 20-21:Aエリア 22-34:Bエリア
35-36:Cエリア 37-39:Dエリア

3 繩文土器

繩文土器は、コンテナに8箱ほどが出土しているが、そのほとんどは所謂土器捨て場とされるL-31②調査坑から出土したものである。遺構が密に検出され集落の中心部と考えられる区域からは遺物の出土が少ないが、これは今回の調査が遺構確認面まで発掘し、検出された遺構については一切発掘しなかったためである。本節では、まず繩文土器全体について概観し、ついで遺物が大量に出土したL-31②を層別に、またその他については、調査対象区を集落中核部・北部平坦部・北斜面の3区に大きく区分し、各調査坑別に概観することとする。

a 繩文土器概観

繩文土器は、その大半が中期前葉に属し、中葉段階が少量と若干の後期初頭の土器がある。胎土は、淡黄白色あるいは赤褐色の粘土粒が含まれるものが多く認められ、これが在地で製作された土器の一般的な特徴と考えられる。この他には、微細な砂粒が多く含まれ、全体にザラついたものや、大粒の砂粒が顕著に認められるものなどがあり、更に粘土粒と砂粒両者の混合される例が若干認められる。微細な砂粒が多く含まれる事例は、搬入的な存在と考えられ、文様や色調も異質である。色調については、大半が鈍い橙色を中心に黄白色や褐色を呈している。これら土器群の器種は、深鉢形態が大半を占めるが、浅鉢や蓋などが少量存在し、法量にも大小を認めることができる。しかし、破片資料が大半を占め全形をうかがえないことから、今回は器種あるいは器形等による分類は留保し、主に文様を中心として記述したい。なお、特に断わらない限り、深鉢の説明である。

本項では、一応第I群土器：中期の土器群、第II群土器：後期の土器群、第III群土器：時期不詳に大別し、それらを地域色によって、第1群：北陸系土器群、第2群：東北系土器群、第3群：在地土器群、第4群：関東・中部高地系土器群、第5群：所属不明の土器群、第6群：粗製土器群として細別したい。

b L-31②調査坑出土土器（第6図1～第11図188）

本調査坑は、表土及び包含層が他の調査坑と比してもかなり厚く、唯一分層発掘を行った。ただし、分層といつても層序に沿ったではなく、遺物の出土状態を若干加味はしたもの機械的に上層・中層・下層の3層に区分したものである。したがって、この分層によって区分された遺物は、そのまま時期区分等ができる訳ではないが、若干の様相的な差異が認められたため、これを事実として報告することとした。

下層出土土器群（1～65）

本土器部は、中期前葉期に属しており、すべて第I群土器である。主体は第1群と第6群で、若干の第2群・第4群が認められる。第3群とした在地土器群は、基本的には第1群の中に包括されていると考えられ、本地域の独自性はほとんど萌芽していない段階と判断される。

第1群（1～38・40～42・47） 半截竹管文を使用した文様が施される。胴部文様としては、B字状文が施されるものが多い（1～10）。B字状文内には、しっかりとした正格子文が施さ

れるもの（1～2）と、それがやや崩れたもの（3～5）、斜格子文（8）、斜線（6～7）、縦位の綾杉文（9）などが認められる。10は縄文地文である。口縁部～頸部の文様では、爪形文が巡るもの（1・4・11～16）、あるいは爪形文を短沈線に置き換えたもの（18）や半截竹管による横位文のみのもの（20・28）が目立つ。したがって、基本的な文様構成は、1や4の事例が想定できる。この他では、三叉状の陰刻を施すもの（12・17・41）や連續刺突文が施されるもの（24～27）があり、上下に半截竹管文を巡らせた内部に横位の矢羽根状文を施すものが認められる（21）。19は、横位の半截竹管文に区画された内部に縦位の単線文を半截竹管によって施文したもので、後述する99の浅鉢と同じ方法によっている。23は、頸部上部に半截竹管による縦位の文様を描くが、このような事例は少ない。29～33は、口縁部に半截竹管文を巡らせ、縄文地文の胴部に4単位ほどの半截竹管文を垂下させるが、32はこの文様は施されない。34～38は、口縁部に1条の隆線もしくは沈線が巡らされるもので、半粗製品である。40は、これらと同様の浅鉢であり、47も浅鉢の可能性が強い。34～35・37は同一個体で、波状口縁を呈する。42の口縁部破片は、上方には半截竹管文による文様が描かれ、下部には隆帯が巡らされ、押圧が加えられている。北陸系で把握して良いものかどうかは明確でない。

第2群（44～46・48～49） 44～45は同一個体。口縁部が折返し状を呈し、列点状のやや幅の広い沈線によって文様を描く半粗製品である。胎土中には微細な金雲母粒が比較的多く含まれる。縄文は無節Rである。45は口縁部がやや突起状を呈した破片部であるが、1単位もしくは2単位と考えられる。46は、口縁部屈曲部以下に粘土紐の貼付けが認められる。48～49は、基本的には第6群の範疇である。擦糸による押圧文が口縁部の文様を構成する。

第4群（43） 中部高地系と考えられる破片である。環状の突起が付され、区画文内には刻み文が施文される。微細な砂粒を多く含み全体にザラつくが、内面は平滑に調整がなされる。

第6群（39・50～65） 50～51は、類似した胎土で、縄文も粗い。52～60・63は、L R 単節縄文が横位に、また61は縦位に施される。62・64はR L 単節縄文を地文とする。65は全体に擦痕状の調整が施されるもので、縄文地文は認められない。

中層出土土器群（66～159）

本土器群は、すべて第1群土器に属するが、時期的には前葉から中葉期までの土器が出土している。主体は第1群と第3群および第6群で構成される。第2群の存在は顕著ではなく、第4群が僅かに認められる。第3群は、第1群からの独立と考えられ、これと反比例して第2群が減少している状況を看取できる。

第1群（66～80・82～99・101～108・113・126～129） 胴部文様としてのB字状文あるいはその系列に属するものとしては、66～73を掲げることができよう。66は格子文の崩れが認められ、67～70については形態化の方向性を認めることが可能である。71・72は、B字が流動的となり、斜線文が充填されている。本群の中で顕著な存在が、74～80・82の口縁部に施された蓮華状文である。半截竹管により縦位もしくは斜線を施したのち、半截竹管端部を押圧し、蓮華状文として仕上げている。爪形文が施されるものは、前述したもの以外では83～94が存在する。口縁

部から頸部にかけての文様は、83などのように平行線文のみで構成されるものが残存するが、84～86・90などのような区画文を構成していくものが顕著となっている。96・113は、半截竹管により隆線間に刻みを施すもので、97は隆線の両側に矢羽根状の刻みが施される。98は、区画文に沿って刺突が加えられるものである。量的には少なく、本例は磨滅が著しい。99は、数少ない浅鉢で、1/4程が復原された。口縁部が屈曲して内傾するやや算盤珠状の形態を呈するものである。半截竹管文はやや面平で、区画文内には細く鋭い刻みが巡らされる。最大径は約40cmを計る。101・102は隆線が横位に施されるが、103～108は何らかの文様が曲線によって表現されるものである。かなり在地化の程度が著しく、第3群との区別が難しくなっている。126～129は、口縁部に1条もしくは2条の半截竹管文もしくは沈線を巡らせる半粗製土器であり、下層とはほぼ同じである。126は内面に折返し状の痕跡が顕著に残され、若干屈曲して立ち上がる器形を呈している。

第2群（122・135～137） 135～137は、下層でも認められた撚糸の押圧文が施されるものである。122は大木8b式土器であり、中期でも中葉から後半に下る新しい所産であることから上層以上からの混入である可能性が高い。

第3群（109～112・114～121） 隆線を多用して曲線的なモチーフを描き、繩文がほとんど施されない。また北陸系に顕著であった爪形文も存在しない。火炎土器様式へと引き継がれる土器群である。109はやや北陸的な要素を多分に残した三角形の区画文をなすが、111・112や114・120は曲線的で、特に112は火焰型土器との関連性が考えられる。118・119は、王冠型土器の把手である。ともに向かって左側に口を表現したようなエグリを認めることができる。王冠型土器の分類については幾つかの試案が示されているが、品田分類【品田1988】に従えば、119はAⅢ類に、また118はAV類に比定できる。ただし、後者は典型的なAV類とは言えず、むしろ粗形的な存在と考えられる。115～117は火焰土器様式の胴部文様、121は繩文地文に、やや細い半截竹管により文様が描かれる。なお、明確な火焰型土器は出土していない。

第4群（100） 100は勝坂式系の土器であり、隆線の際にC字の半截竹管による押し引き文が施されるほか、半截竹管による隆線上にも爪形文が施されており、北陸的様相の濃い土器である。本群は、余り顕著な存在ではないことは確かである。

第5群（81・123～125） 81は細かな砂粒を多く含む赤褐色の土器片である。下端には刻み状の文様が施される。123は、太く深い沈線を斜位に施し、沈線間が高く隆起した文様をなす。124は、粘土紐を貼り付けた隆線で文様が描かれる。文様帶下端を沈線で区画し、それ以下はRL単節繩文による地文としている。125は、太い半截竹管文を横位に施し、そこに粘土を貼り付けて文様をなすが、欠損しているため明確でない。

第6群（130～134・138～159） 139は口径35cm、現高約40cmを計る大形深鉢である。器形は頸部でややくびれながら内窵して立ち上がり、口縁部ではやや屈曲気味に内傾する。口唇部は肥厚している。148は長胴形態の深鉢で、現高約40cmを計る。口径は約23cmで、突起が付される。口縁部はやや内窵した形態を呈している。この他の大形品では、138・156の口縁や142の底部な

どがある。小形の深鉢で器形がうかがえるのは、3点ほどがある。147は大小各1単位の山形突起が付されたもので、縦位に施された縄文地文で充填される。149は台形把手4単位が付されたキャリバー形の器形をなす。口唇部に沿って撻糸の押圧文が巡らされ、把手部には粘土紐の貼り付け文が乱雜に付され、内面には接線が巡っている。縄文はやや粗く、横位に施している。150は、口縁部が外反した小形品である。口唇部はやや肥厚。粗製土器の地文は、大半の個体にL R 単節縄文が施され、R L 単節縄文（150・151）や撻糸文（153）は少ない。152はR L 単節の撻戻しと考えられる。154～159は無文である。また、口縁部がくの字状をなす器形のものは、口縁部を無文帶としている例が多い。

上層出土土器群（160～179・182）

すべて第I群土器で占められ、前葉から後半にかけての土器が認められる。ほとんどが第I群で、これに第6群が伴う。基本的には中層出土土器群と大きな変化はないが、出土量は多くなく詳細については明確でない部分が多い。特に第3群の出土量が少なく、充分な対比等は困難である。

第1群（160～175） 半截竹管によって文様が施される。B字状文系の文様は、160～162が相当するが、格子目文ではなく、斜線・横線・矢羽根文のみとなり、これら文様の変遷觀を示唆する。爪形文（163～167・173）は、口縁部文様帶に1段もしくは2段に巡らせてあるが、これ以外に破片がなく、全体の文様構成等は明確でない。基本的には中層と変わらないと判断される。なお、167はやや特異な文様構成であり、他のものと同列に捉えられない。168～172は、半截竹管による隆線文が描かれる。すべて口縁部から頸部にかけての破片である。これらは、中層にも若干認められるが、出土量自体は少い傾向が看取される。また、175を含め、第3群として理解すべきかも知れない。175は、沈線によって隆線が表現され、三角形状や玉抱き三叉文状の文様が描かれる。また沈線間に刻みが施されている。174は、交互に刺突文が施される。

第5群（188） 浅鉢かと考えられる破片である。外面は無文、口縁内面に2条の隆線が巡る。

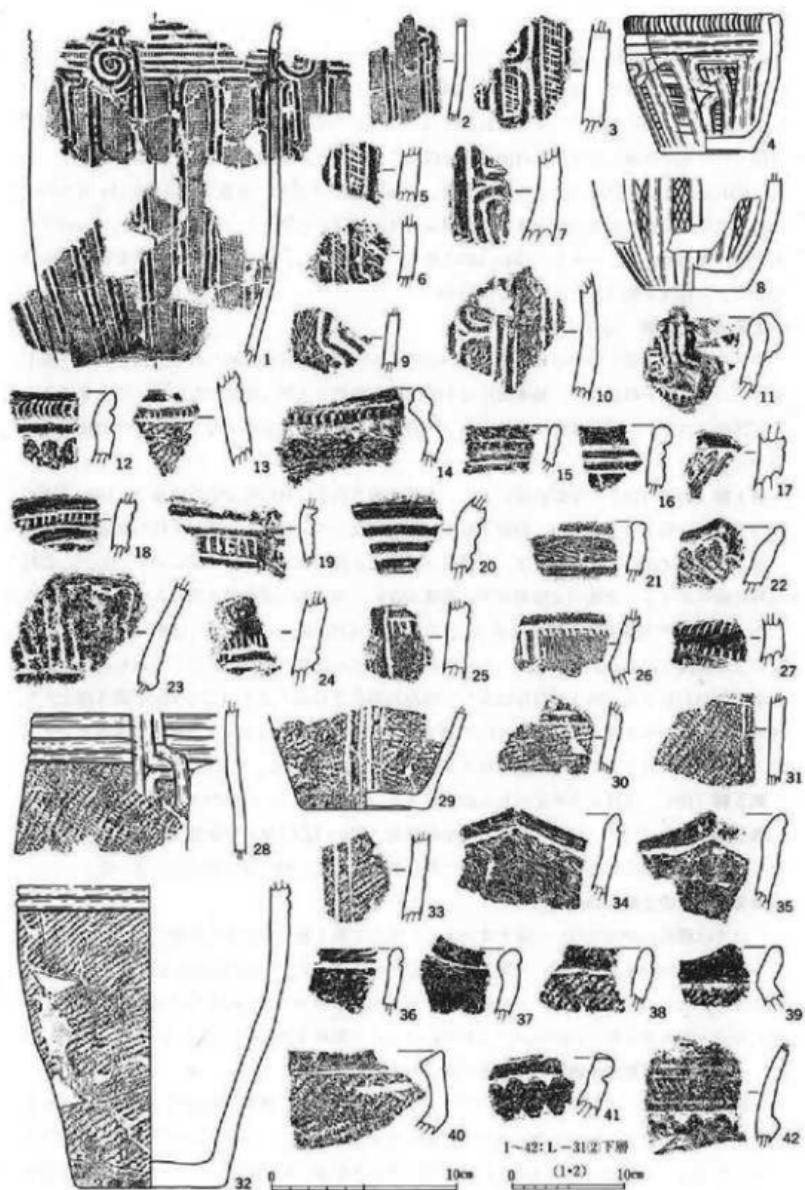
第6群（176～179） 176～177はL R 単節縄文、178～179はR L 単節縄文が施される。口縁部には、沈線が施されるものがあり、また雑な磨き等により狭い無文帶をなしている。

調査坑一括の土器（180～187）

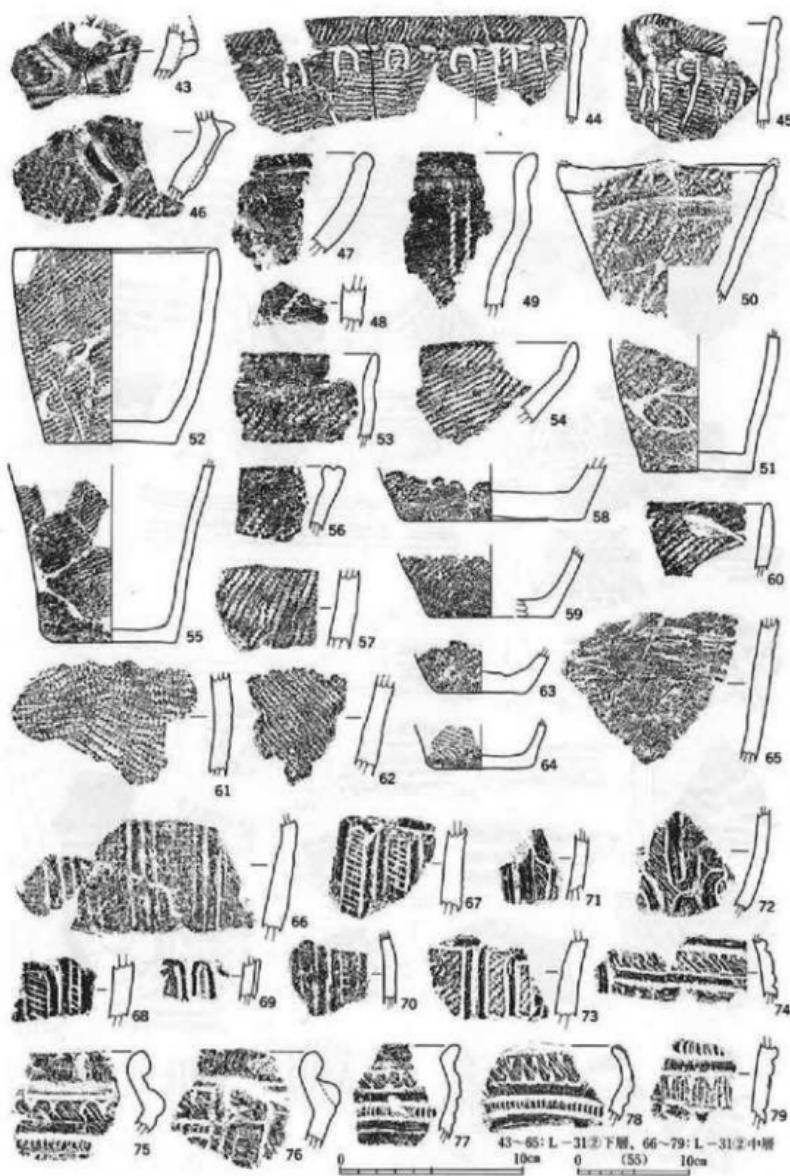
ここでは層位が明確でない土器をまとめる。すべて第I群土器の中で理解できることから、L-31②調査坑出土土器はすべて第I群に限定されることが明らかである。180は口唇部に撻糸による押圧文が刻み状に施されたもので、当該土器群の中では古相を呈するものである。本例も含め大半が第I群で占められ、これらにともなう粗製土器などが認められる。

c 遺跡中核部の土器群（第11図189～第12図221）

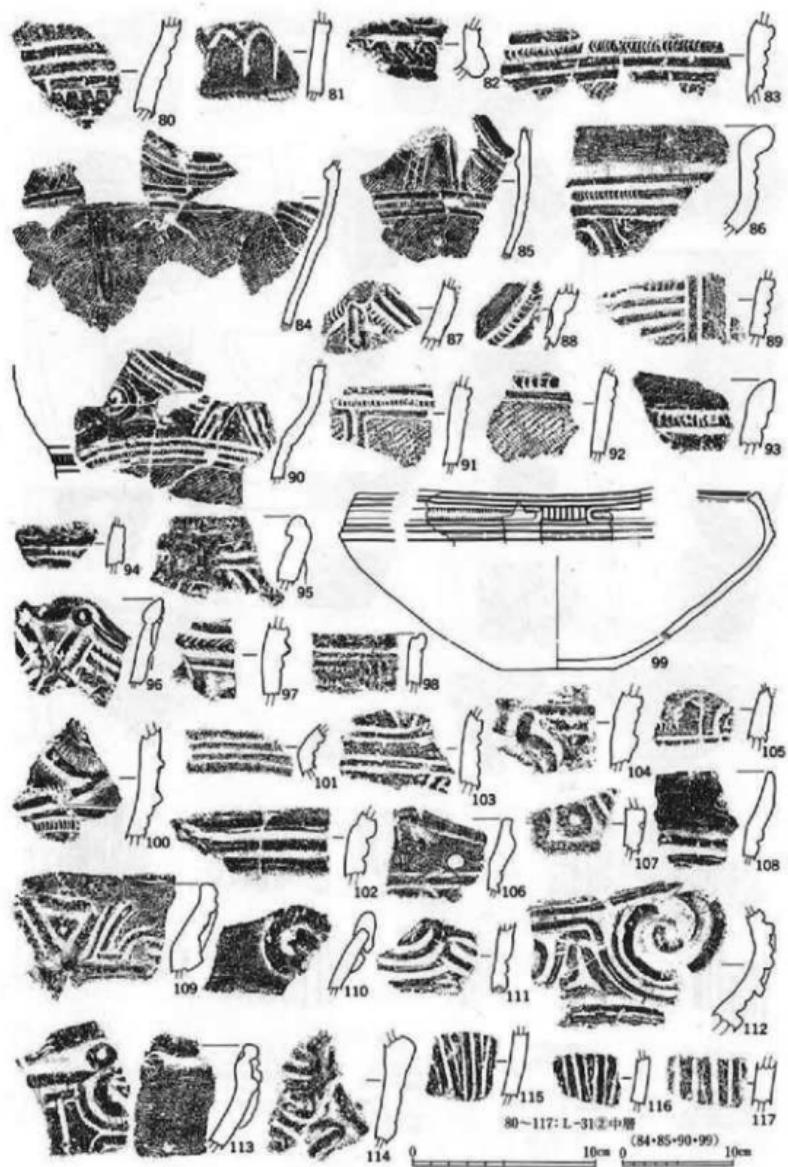
遺跡中核部とは、本章第1節で述べたAエリヤに相当する。遺構を発掘していないことから、出土量が少ない。比較的出土量の多かったM-31①を除いては、各調査坑を一括して概観することとした。土器群の大半は第I群土器であり、本集落の時期がほぼ中期にあることを意味している。なお、前項のL-31②も期的に当該エリヤ内であり、南廐棗場に相当する。



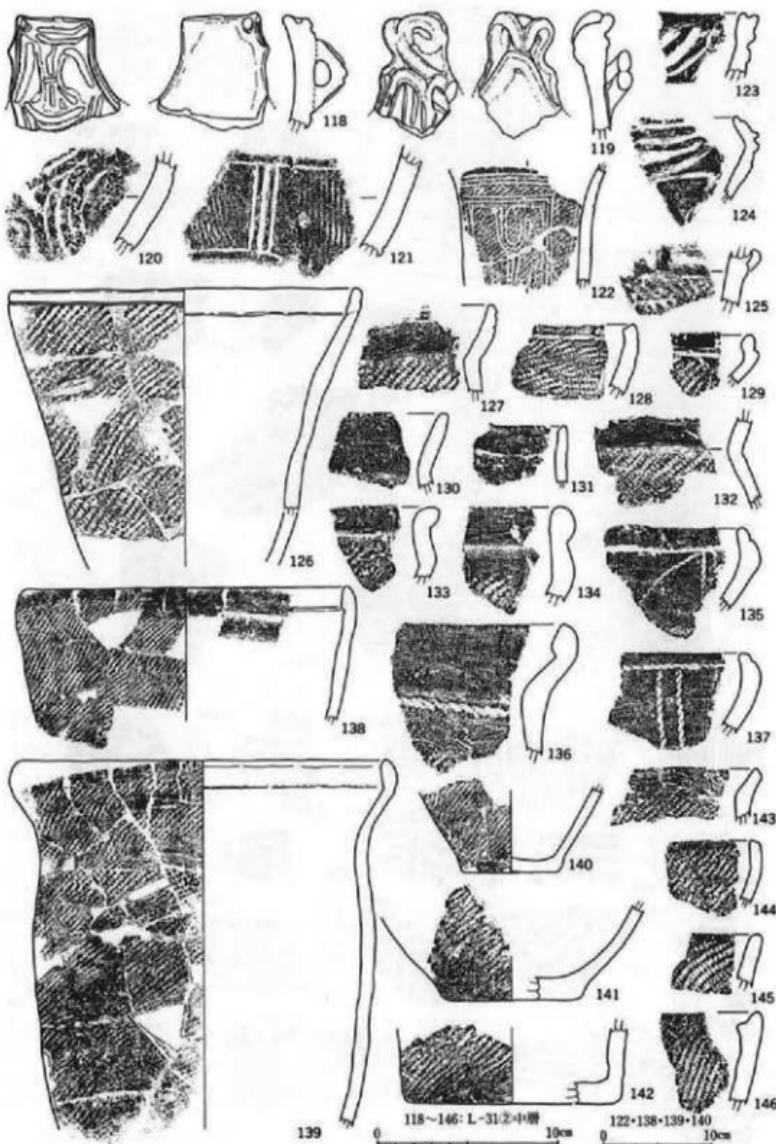
第6図 繩文土器 1



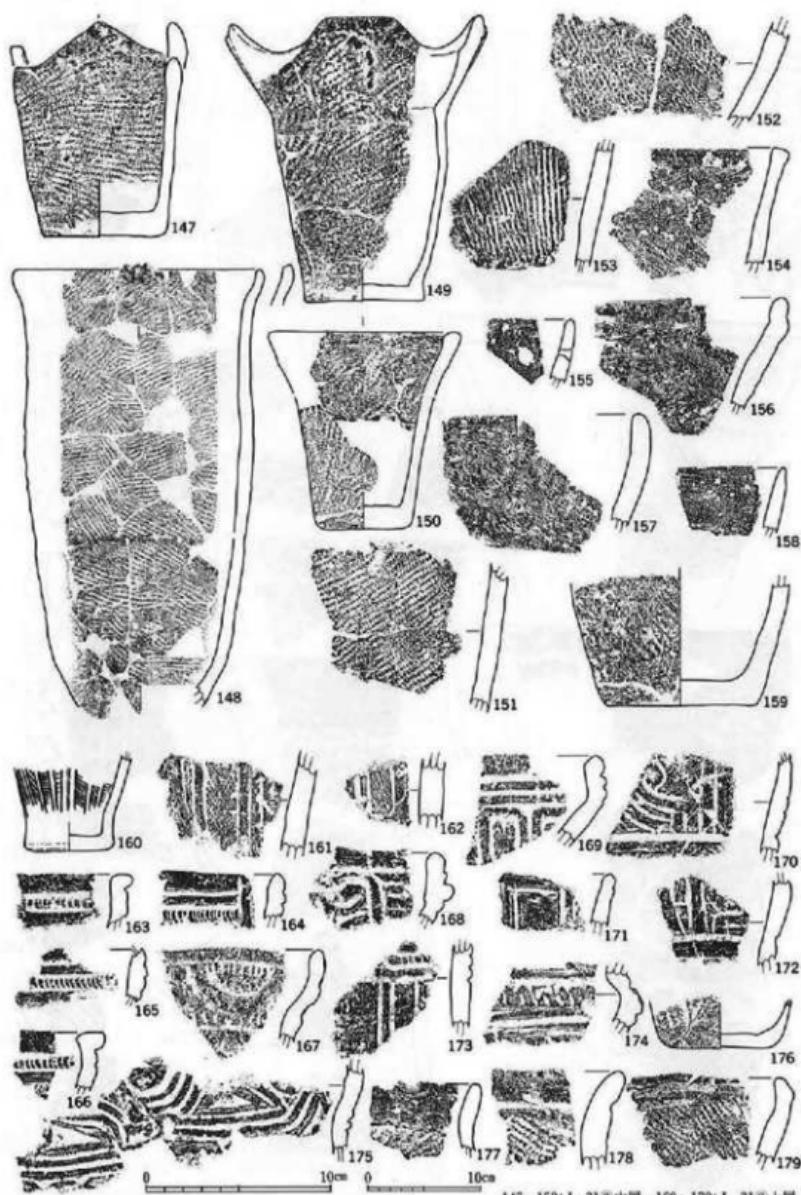
第7圖 圖文土器2



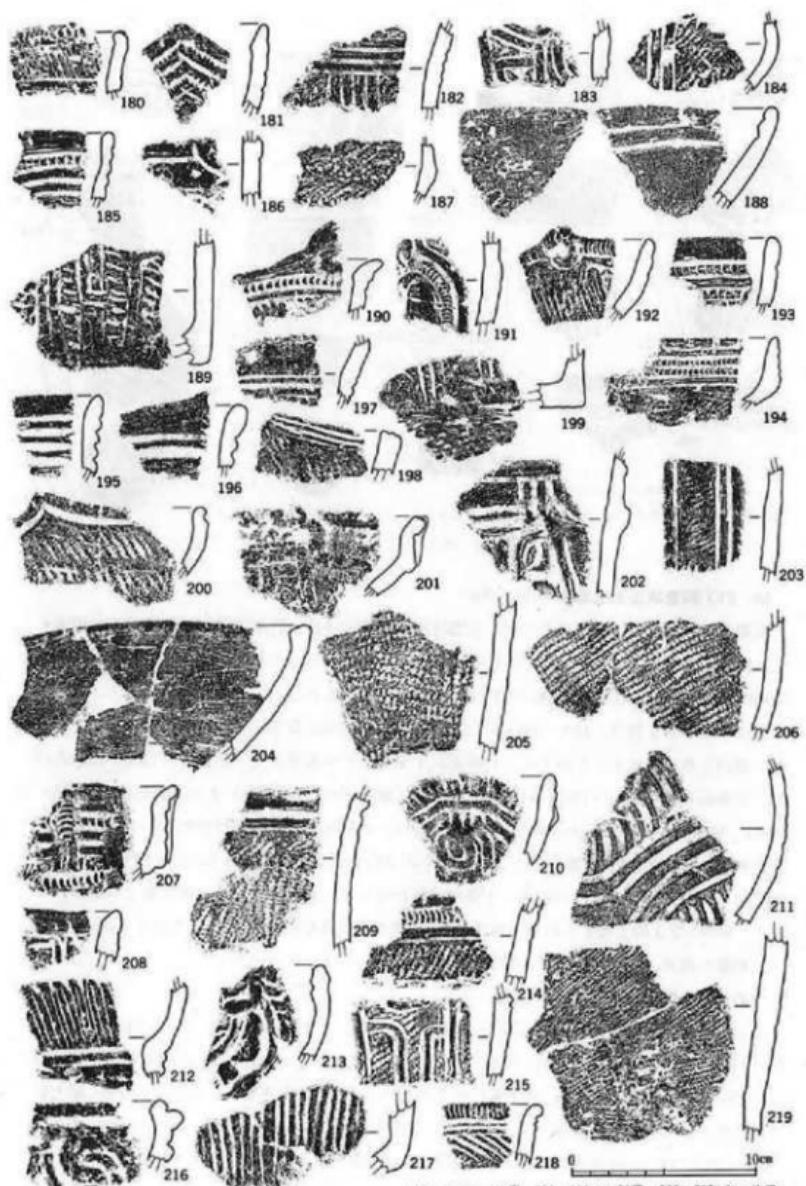
第8図 雜文土器 3



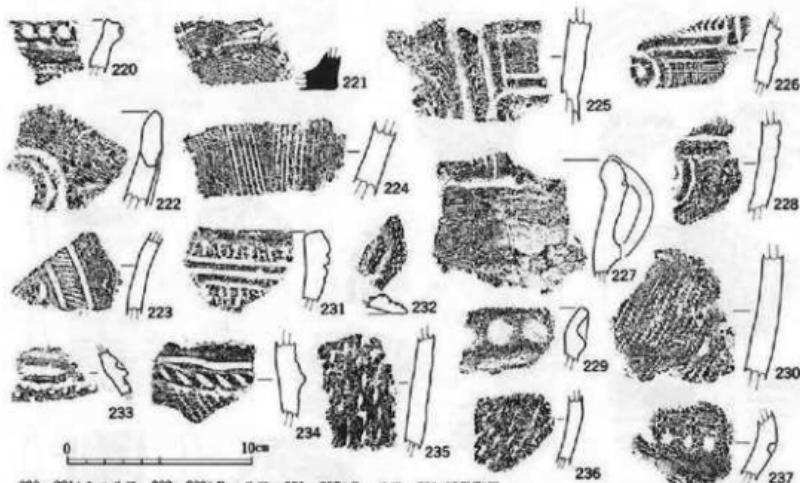
第9図 繩文土器4



第10圖 圖文土器 5



第111圖 開文土器 6



220~221:Aエリヤ、222~230:Bエリヤ、231~237:Cエリヤ、221:近世陶器

第12図 縄文土器7・近世陶器

M-31①調査坑出土土器群（189~206）

本調査坑は、前述のL-31②と同じ土器捨て場に設定され、居住空間との境界付近に相当していた。遺物は概して多かったが、包含層がかなり硬くしまっており、細片化したものが多い。様相的にはL-31②中層～上層に対比すべき資料と考えられる。

主体をなす第1群は、189~200・202が掲げられる。189はB字状文系の胴部文様がかなり崩れた構図と考えられる。爪形文は、口唇部に1条を巡らせ蓮華状文と組むもの（190・192）のはか、2条巡らせるもの（193~194）があり、また縦構成のもの（191）まで認められる。195~199は、隆線のみが認められる破片である。198は、口唇部に細い半截竹管によって隆線3条が施されている。202は、半截竹管によってB字状文的な文様が表現される。200は所属が余り明瞭ではないが、波状口縁の口唇部に1条の沈線を巡らせ、他はR L単節の縄文地文が施されている。203は第3群と考えられる。201は、第4群の中部高地系と考えられる破片である。206は、粗製の浅鉢、他は縄文地文の粗製土器である。

その他の土器（207~221）

図示した調査坑は、M-30②（207~210）、M-29①（211）、N-26①（212~213）、O-32②（214）、P-25⑥（215）、R-26②（219）、R-33①（216~217）、S-31④（218）、P-23①（220~221）である。221の越中瀬戸および220・211の後期と考えられる破片以外は、第1群土器である。大半は、北陸系の第1群（207~210・212・214・216・218）で占められ、第3群（213・215・217）が少量認められる。218は、やや古相を呈する土器片であるが、出土位置はAエリヤの東端付近である。

d 北部平坦地の土器群（第12図222～230）

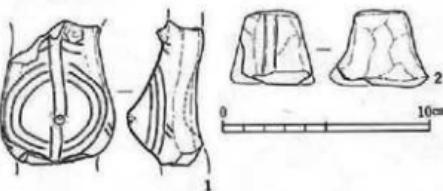
本章第1節のBエリア出土土器群について述べる。出土量は少なく、遺構の分布も概して希薄であった。図示した資料は、O-20⑤(222～223)、R-16②(224)である。磨滅した中期前葉の東北系土器(222)と、後期初頭と考えられる破片が認められる(223～224)。なお、O-20⑤・J-27①(225～230)は、ラベルの混入のため一括したものである。中期前葉のもの(225～226・228)と後期初頭のもの(227・229)がやはり存在している。後述するCエリアは後期初頭が主体であり、Aエリアとの中間的様相が看取される。

e 北斜面の土器群（第12図231～273）

本章第1節のCエリアに相当するが、遺物がある程度まとまっており、また図示できたのはP-11⑩のみである。中期前葉の土器が1点の他はすべて後期初頭の三十稻場式土器であった。232・233は蓋と考えられる。235～236は胴部に爪形文を施した典型的なものである。

4 土 製 品

土製品（第13図）は、土偶と用途不明のもの2点が出土している。1は、Aエリアの北廐塚場から出土した土偶胴部片である。腹部の張出しあは、背中部分を強く押し出して作成されている。文様は半截竹管文である。2は用途不明で、これと類似したものがもう1点ある。土偶の部材である可能性もある。ともにL-31②出土で、図示していないものはその下層から出土している。

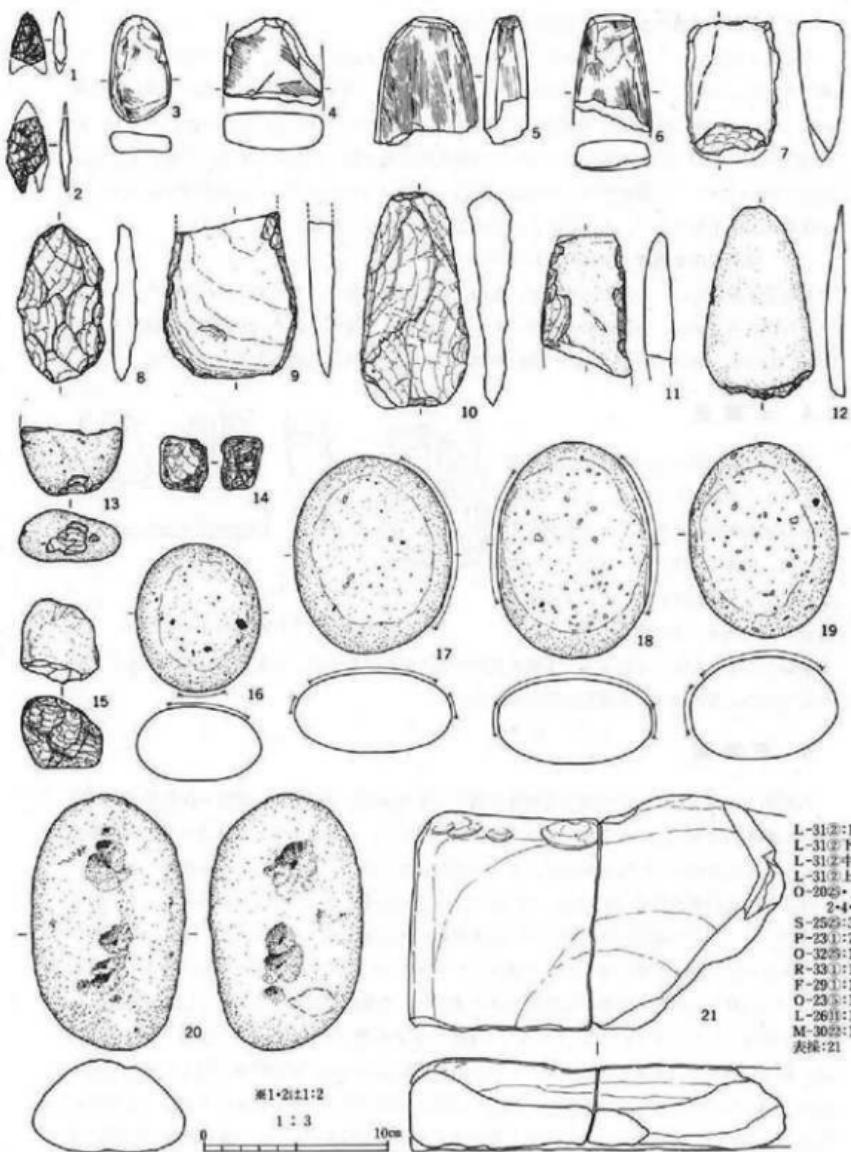


第13図 十三仏塚遺跡土製品（1:3）

5 石 器 類

石器類（第14図）は、その出土量自体は概して少ないが、狩猟用具、製作・採集用具、調理具など基本的なものはひとおり出土している。しかし、石鍤はまったく確認できず、漁撈等にはほとんど関わっていなかったか、もっと河川に近いところにあったものか判断できない。

確認された石鍤は2点（1・2）、わたくりがなされる無茎鍤で、ともに欠損している。磨製石斧は、7点ほどが確認できるが、すべて未製品か欠損品であった（3～7）。3は小形磨製石斧の未製品、ほかは欠損が著しく、廃棄されたと考えられる。7は器面が荒れ、磨きの痕跡などは一切残存しないが、形態から磨製石斧と考えた。石材は蛇紋岩等である。打製石斧は、6点ほどが出土している（8～12）。ただし、一般的な打製石斧とは、10の1点である。9・11・12は、剝片を利用し、先端部を若干調整したのみの簡略品である。8は磨滅が著しい。13～15は敲石、13は安山岩、14・15は頁岩で、用途・目的の相違がある。磨石は概して多い。すべて米山産の安山岩で、鶴川からの採集品と判断できる。20の凹石も安山岩。両面に凹みがある。21はやや大形の石皿、軟らかな砂岩製である。半分ほどが欠損。



第14圖 十三佛塚遺跡石器類 (1:3)

IV 十三本塚の塚群

1 塚群の群別と呼称

本塚群を構成する塚は、計8基が現状で確認されている。これらは、直列に配列する一群7基と、地点を異にして単独で存在する1基の二群に大きく区分できる。前者の位置は、D～N-28グリッドライン内に延長約100mにわたって構築され、また後者は、そこから約60m程離れたQ-22グリッド内におむね位置する。これらの塚は、尾根道に沿うように配列しており、道と塚が密接な関係にあることを物語っている。また尾根道は、N-27付近で北へ大きくカーブする。8基の塚は、第9号塚と第14号塚の間がかなり距離を隔てているが、その中間にも本来塚列が存在し、連続した一列の塚群と想定することができ、この塚列がいわゆる「十三塚」を構成した可能性が考えられる。しかし、第1号塚から第9号塚までの各塚の間隔は比較的一定であり、第14号塚までの間には5基の塚を想定することになり、塚列は少なくとも15基以上があったことになる。その場合、十三塚がその員数を13の倍数で構成するという規則性から外れ、また90度近い曲線的な配列も基本形態と異なってしまう。以上のような事由は、十三本塚の塚群が目的や機能等を異なる二つの塚群によって構成されていたことに妥当性を認めることができよう。

なお、名称等については、繁雑で混同や誤解が生じやすいが、直線に配列する十三塚を「十三本塚」(A群)とし、単独塚を「十三本塚の塚」(B群)と呼称することとし、これら2群の塚群の総称として「十三本塚の塚群」と呼称したい。

2 「十三本塚」概観

塚の配列と員数 今回の調査で確認された塚は、合計7基である。この7基は、道に沿って東西にほぼ直線に配列するが、西群4基と東群3基の大きく2群に大別できる。西群は、中形塚2基と小形塚2基、また東群は特大の親塚1基と小形塚2基で構成されていた。

十三塚は、中央に特に大きい親塚を配し、左右には6基の子塚を対照的に配列させて13基で構成するパターンがもっとも基本的な形式であり〔木下1984〕。これが原初的な本来の形態とすることはできる。十三本塚の場合、親塚の左右には、西側4基、東側2基が現状で確認される子塚である。親塚の西側についてみると、西端は台地縁辺に相当し、それ以西に塚は存在しない。また、西群における各塚の間隔は、頂部での計測で11.5～12m、東群は12.0～13.5mを計る。東西両群の間は約37mあり、この中に2基の子塚が存在したことは確かであり、小規模な塚2基の存在が以前記録されている〔神奈川大学民俗文化研究所編1984〕。第9号塚の東側については、第10～13号塚に相当する4基の塚が存在したと考えられる。塚の間隔を12mと仮定

すれば、東端に位置する第13号塚はR-28G内に想定でき、延長約150mに及ぶ塚列が復原できる。十三本塚の各塚の名称については、合計13基の塚があったものとして、西端から第1号塚とし、現存しない塚を含めて第13号塚までとしたい。

塚の形態と概略 塚の平面形態は、盜掘坑のため形状が不明確な塚もあるが、基本的には方形プランで構築されている。断面形態は、頂部に広く平坦面を持つ親塚があるが、基本的には半円形とすることができよう。周溝は、可能性のあるものも若干認められるが、概して不明瞭である。

なお、各塚の規模は第1表のとおりである。

第1号塚と第2号塚は、その北辺の畠により一部削平され、平面形及び規模に若干不明な部分があるが、盜掘坑はなく保存状態は概して良好であった。断面形は、おおむね半円形を呈していた。第3号塚と第4号塚は、前述の2基と対比してもかなり規模が小さい。当初からの形態であるかどうかは確認できないが、盜掘坑等は認められず、保存状態は良好な塚である。頂部には、平坦部がほとんどなく、第3号塚頂部には大きな広葉樹が数本認められる。第5号塚と第6号塚については、付近を詳細に踏査したがその存在を確認できなかった。この2基は、昭和57年の踏査でも確認することができなかつた塚であるが、その時及び今回の踏査においても新たな削平痕等は認められなかつた。

第7号塚は、十三本塚における親塚である。上部は、東西5.9m南北6.8mの平坦面があり、塚への立入りはかなり急であった。盜掘坑は、頂部に1カ所、各側面に1~2カ所認められ、その掘削土が塚周辺に掘り散らかされていた。保存状態は全く不良と言わざるを得ないが、塚本体の形態は失われていないと思われる。ただし、塚頂部の平坦面が、築造当初からのものであつたかどうかについては不明である。

第8号塚は、平面形はやや南北に長い長方形を呈する。これは塚南部の頂部に盜掘坑がみられ、その掘上げ土による形態の歪みと考えられる。保存状態は概して不良である。第9号塚は、確認された塚の中でもっとも小規模な塚である。塚外周には、土砂が流出したような痕跡があり、塚の外側が削られた可能性がある。第10号塚から第13号塚は、当該台地が畠に開墾された際、あるいはそれ以前に削平され消滅したものと判断され、その存在を確認できなかつた。

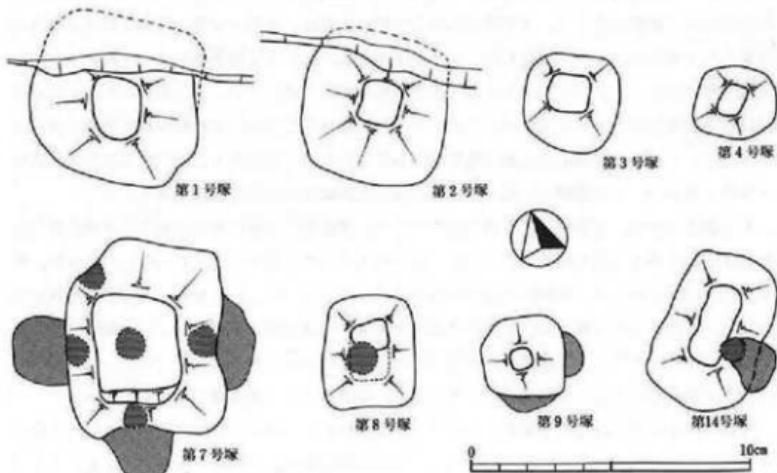
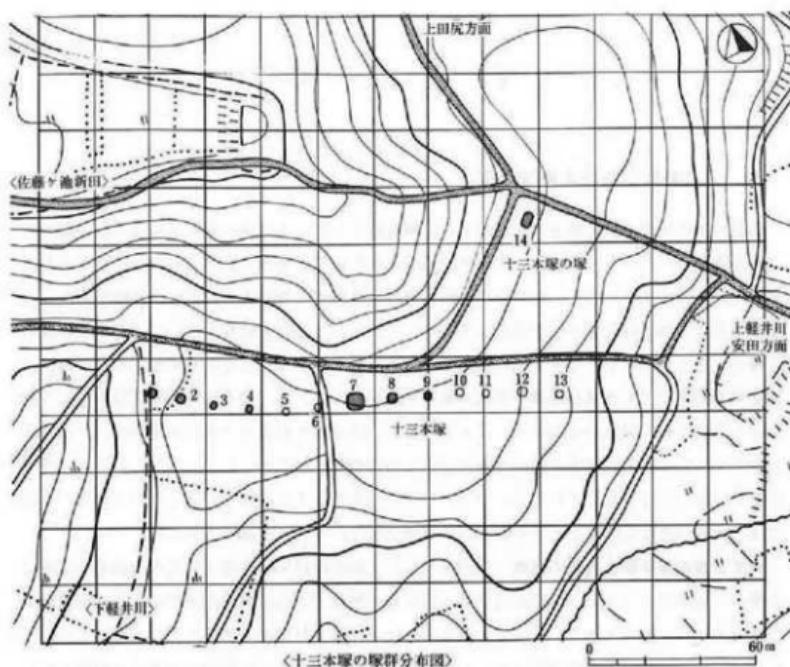
3 十三本塚の塚

十三本塚の員数を、失われた塚を含め13基としたため、本塚を第14号塚とする。位置は、塚の北端の一部がQ-21Gに掛かるが、大半はQ-22G内である。平面形は長方形を呈し、その主軸は尾根道にはほぼ平行する。東側面に1カ所の盜掘坑が認められるが、保存状態は概して良好である。なお、長方形という平面形が、当初からの形態かどうかは明確でない。

塚番号	東西辺m	南北辺m	比高差m
1号塚	6.4	(4.5)	1.08
2号塚	5.3	(4.8)	1.00
3号塚	3.3	3.4	0.85
4号塚	2.8	2.6	0.76
5号塚	(2)*	(2)*	(0.3)*
6号塚	(1)*	(1)*	(0.2)*
7号塚	5.8	6.8	1.78
8号塚	3.3	4.0	0.72
9号塚	2.9	2.8	0.96
10号塚	—	—	—
11号塚	—	—	—
12号塚	—	—	—
13号塚	—	—	—
14号塚	3.5	5.7	1.16

*「神奈川大学芸術文化研究所編(1984)」による。

第1表 十三本塚の塚群計測表



第15図 十三本塚の塚群

V まとめ

1 十三本塚における縄文集落

当該台地における縄文集落は、從来十三本塚遺跡として、本地域における縄文時代中期の代表的な遺跡として知られていた。これは、戦後まもないころ発掘された資料を元にしており、最近に至って公表された。したがって、当該遺跡の具体的な検討はこれからの課題が多い。今回の調査は、当該台地全体を対象としていることから、本遺跡を理解していく上で貴重な資料を得たと思う。ただし、様々な制約もあって、決して充分とはいえない事由もある。それは、調査対象面積に対する発掘面積の割合が極めて低かったことと、調査坑の間隔が原則として20mに1ヵ所3m²の調査坑を開けていくという方法ではやはり限界がある。本遺跡は、やはり広大であり、伐採なしで密度の濃い調査はなかなか困難なことであった。しかし、このような制約をもつものとはいえ、それなりに新しい事実が判明し、また成果を得ることができた。本節では、今回の成果を踏まえ十三本塚における縄文集落について概観してみたい。

縄文土器の編年觀と遺跡の盛衰 今回出土した土器群の時期は、縄文時代中期前葉を主体に中葉から後半にかけてと、後期初頭期の土器を若干確認できる。柏崎市史で公表された資料も、中期前葉から中葉を主体としており、基本的にはほぼ同じ時期幅で考えることができる。したがって、十三本塚遺跡の縄文集落は、中期前葉から後期初頭までの期間に営まれ、盛衰したものとひとまず把握できよう。本遺跡における中期の土器は、前葉・中葉・後葉とに3分できる。前葉から中葉にかけての土器様相は、L-31②調査坑において分層発掘した土器群によってある程度把握できる。ただし、出土土器の大半が破片資料であること、また前述したように分層自体機械的操作によっているため、これを持って土器群の型式的な変遷觀を推し進める訳にはいかない。しかし、各層出土土器の様相差は看取されるところであり、この成果をもとに古相・中相・新相という変遷觀の一端を示し、今後の土器編年に向かう前段作業としたい。

L-31②古相は、下層出土土器群を基準とする。深鉢胴部文様におけるB字状文の表現と比較的丁寧な正格子目文や斜格子目文が一つのメルクマールとなる(1・4・8など)。また、軸文は一切認められず、時期的な上限が設定できるのではないだろうか。本土器群の地域的な区分は、北陸系を主体とし、若干の東北系や関東・中部高地系を認めるが、在地的な土器は北陸系の中に包括され、本地域の独自性は顕著ではない段階とすることができる。第11図180は、本土器様相よりも一段階は古いと考えられ、現在のところ本遺跡に初現期となる。

中相は、中層出土土器群を基準とするが、第9図122など明らかに時期の下る資料は上層以上の土器が混入したと判断せざるを得ない。土器群の構成は、北陸系を主体とするが、かなりの割合で在地的な土器群が出現する。北陸系の土器は、胴部文様における格子目文がかなり簡

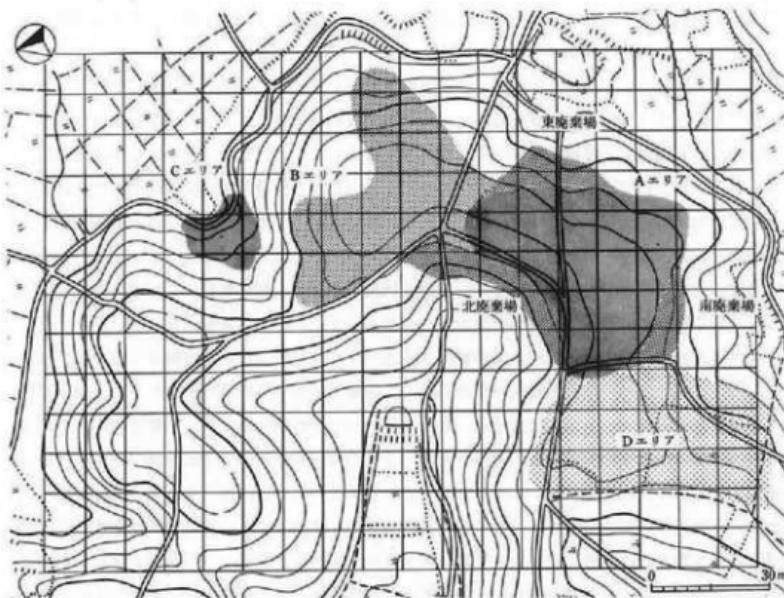
略されて崩れ、施文面積が縮小傾向にあることを看取できる。また、下層からも少量の出土がみられたが、中層では蓮華状文の出土が概して多く、一つの特徴を示している。なお、中層からは、火炎土器様式とされる王冠型土器の把手部などが出土しているが、明確な火焰型土器が存在しないことは、両者の成立時期あるいは地域的差異を理解していく上で重要といえよう。

新相は、上層出土土器群を基準とするが、資料数が少ないとあって充分な状況は指摘し得ない。ただ、格子目文は全く形骸化してなくなり、斜線と横線を各文様区画内で交互に施したり(160)、綾杉文や斜線文に置き換えられている。また、中相では、口縁部下半の文様が、比較的単純な円形や三角形の区画的文様が簡素であったが(84・90など)、入り組み的な文様が多く用されるなどの変化がみられる。土器群の様相としては、個体数が少なく何とも言えないが、北陸系を主体としつつも地化の度合いが強まっているように見受けられる。

さて、市史資料集に報告された土器群は、前述のように前葉から中葉全般までの土器が認められるが、東北系の中期大木様式の割合が高く、前葉よりも中葉段階の土器が多い。出土層位やその状態等の詳細が不明ではあるが、L-31②とはやや様相を異にし、上層段階からそれよりも一段階以上は新しい土器群が主体である。ここでは紙数の関係で詳細な検討はできないが、東北の土器編年に対比した時、大木7b式～8b式あるいは9式に近いものまで認められる。ただし、両土器群を合わせても、中期後葉段階の資料は極めて少ない。縄文中期の集落は前葉段階から中葉のはば全般にわたって盛期を迎えたが、後葉には衰退したと判断できる。再び土器量が増加するのは、後期初頭の三十番場式土器であるが、量的にはそれほど多くない。また後述のように台地平坦部から北斜面へと集落の中心部が移動しており、この段階を最後にもって縄文集落は終焉を迎えたとができる。

縄文集落 第四章で前述したように当該台地における遺構や遺物の検出状況から幾つかのエリアに区分が可能である。第16図は、これらの成果をもとに概念的に図化したものである。ただ、かなり粗く設定された調査坑の結果を基本とするため、この図によって当該台地の縄文遺跡が確定された訳ではなく、今後の調査や検討等に向けた敲台としたい。

本遺跡の中核をなすのが、Aエリアである。ここに前述した縄文中期の集落の居住空間が設定されていた。鶴川下流左岸に立地する剣野B遺跡の縄文集落は、中央に遺構がほとんど分布しない広場的な空間があり、それを取り巻くように住居址等の遺構が環状に巡っていた〔柏崎市教委1990〕。本遺跡のAエリアについてもその可能性が十分にあったが、中央部分の調査が事情により行い得ず、確認できていない。本エリアには、南・北及び東側に土器等の廃棄場が確認され、その内南廃棄場が最も遺物出土量が多かった。北廃棄場についてもL-26①で比較的多くの土器類が出土しており、廃棄場の主体がこれら2地点にあったものと推定できる。東廃棄場については、調査坑が思うところに設定できず詳細は不明だが、それなりに使用されていたと考えられる。Bエリアは、遺物出土量が少ないものの、遺構は希薄ながら分布する。特に北斜面に接する台地縁辺部には幾つかの土壙が検出されており、居住空間ではなく墓域等が存在する可能性を指摘することができる。ただ、検出された土壙について発掘を行っていない



第16図 十三本塚台地における縄文集落概念図

ため、時期等の詳細は明確でない。Cエリアは、東向きの小さな沢内にある。出土遺物は、中期前葉の土器片も認められるが、量的に多いのが後期初頭の三十稻場式土器であった。したがって、この段階に至って、集落の主体的位置が移動し、立地が大きく変化したことが指摘できる。ただし、遺構等については明確ではなく、今後の課題とせざるを得ないが、Cエリアの前面には工業団地の調整池が既に築かれており、実態を把握することは先ず困難と考えられる。Dエリアは、縄文集落の少なくとも居住空間ではなく、原則的にはその範囲以外とすることができる。ただし、F-27①調査坑からは、壁面が焼けた土坑が検出されている。時期等は不明であるが、本エリアの南側からは古代の鉄生産に係わると考えられる木炭窯が調査されており、また南西端からは平安時代の土師器环数個体分の破片が出土していることなどからすれば、古代あるいは中世等の新たな遺跡が存在する可能性がある。

以上、十三本塚の台地に係る縄文集落について概観した。確認調査は、調査面積が狭く十分な成果とは言えないかも知れないが、集落の居住空間や生活廃棄物場あるいは墓域など、当時の生活にとって基本的な事項はほとんど確認されたのではないだろうか。このような遺跡は、本地域でも数少ない重要な歴史的遺産であり、文化財に対する理解とともに本地域の財産として永く保存されることを望みたい。

2 「十三本塚」の理解に向けて

はじめに 塚あるいは塚群を理解するためには、その地域や人々、そしてそれらの人々を取り巻く背景等を把握することは当然の作業である。それは、民衆の社会的向上の結果が、塚の造営といった現象面に表出されたと考えるからである。しかし、従来からなされた塚の検討の多くは、地域によっては史料的な制約もあってか民衆という観点が概して希薄であり、発掘調査結果としての遺物や土層・平面形態等、あるいは民俗的には伝承から専ら塚を理解しようとしてきた。これが間違った方法ということではなく、最終的な結論一年代や、埋蔵物の有無等による検証一は、詳細な発掘調査が何よりも必要である。ただし、いわゆる一般的な塚（群）は、発掘によって遺物が検出されることは希であり、伝承を伴うことが少ない事実は、これらからの検討に自ずと限界があることを示している。

本地域では、民衆あるいは庶民の姿が史料上からはほとんど見えず、また今回の確認調査においても塚に対して全く発掘を行っていないことから、塚自体からの情報は誠に少ない。したがって、塚その物から検討していくという従来の方法は通用しない。ここでは、従来の方法とは逆に、塚群を取り巻く環境から塚の意味を考えてみることとしたい。具体的には、これら塚群が造営された「場」がどのような観念で意識されてきたのかについて、歴史的な環境から検討を加え、「十三本塚」の理解に向けて一つの基礎作業として試みたい。

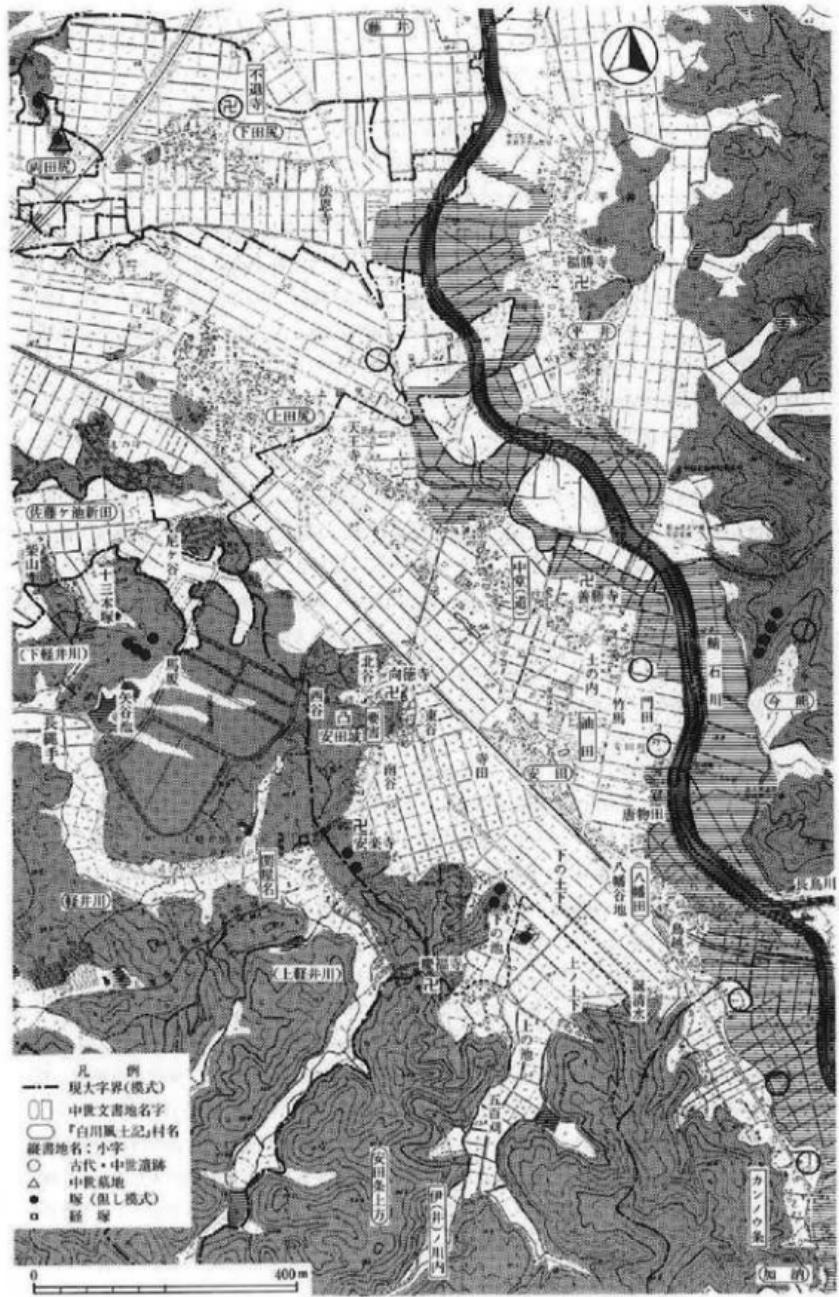
塚とその造営期 塚が主に造営された時代が、何時頃に設定できるのかについては、現在でも確実な結論付けがなされているわけではない。この問題には、塚の範疇をどこまでとするのかという基本的な課題があり、それが研究者によって異なるためである。塚とは基本的には、古墳や中世の墳丘墓あるいは経塚であっても、塚を造営した人々がそれらを普通言われるところの「塚」として認識し、それらが「塚」としてその社会の中で機能しておれば、それは「塚」である。しかし、現在では「塚」を造営した人々はすでになく、すべてが過去の物となった今、現在の感覚で「塚」と認識される物がすべて「塚」とすることはできないであろう。「塚」は、造営のための先導者が存在したとしても、基本的には民衆と呼ばれる一般の人々によって造営された構築物であり、何らかの民間的信仰がその背景にあったと考えられる。

以上のようなことを前提とした場合、経塚や埋葬のため構築された盛土構造の墳墓等は、一般民衆全体が主体となっての造営者ではなく、個人的色彩が強く、またその造営目的が異なる。したがって、これらを除外した塚が、その造営目的を謎とした一般的な本来の「塚」とすることができる。このことは、少なくとも中央政府の支配が強かった律令制下や、また地縁的な社会が未成立で民衆の地縁的な村より土地の区画が優先した中世前期までは、塚を造営できる民衆が成立した可能性は極めて少なかったと考えられ、本地域では現実的にありえないこととすることができよう。また、塚の造営あるいは信仰的な観念が薄れたのは、土を盛る構築物から石塔の造立が顕著となった段階が、その転換期とことができよう。したがって、塚の造営期については、中世後期から近世前期頃までとしておきたい。

越後國鶴川莊安田条と安田毛利氏 塚の造営期を中世後期以降とした時、十三本塚をめぐる地域では、鶴河莊安田条と当該地域を本貫地としていた地頭安田毛利氏及びその領民を避けてとおることはできない。この安田条の範囲については、幾つかの説があつて最終的な結論付けまでには至っていない。この問題を解決していく重要なポイントは、安田毛利氏関係の文書に多く登場する「安田条上方」について、この「上方」をどこに比定するかが鍵となる。從来から言われてきた多くの見解は、鶴川流域にある高田地区内の「上方」集落と考え、安田条が現在の安田地区から鶴川流域にまでの広い地域を想定している。これに対し、「安田常全置文」に「上方」の記載が無いことや現在の小字名等から、安田条を現在の大字安田地内と、軽井川流域上流部の上軽井川地内を含む地域一帯とする説がある〔猪爪・小暮1989〕²¹⁾。詳細については省略するが、現状では後者の説がもっとも妥当性を有していると判断できる。安田条は、現在の小字名に認められる「上の池」・「上の土下」と、「下の池」・「下の土下」が安田条内の上方と下方の境として想定が可能であろう²²⁾。この境界線付近には、数基の塚が確認されており、この塚が当時の築造でないにしても、すでに形成されていた境界の観念にもとづいて構築されていたとすることはできよう²³⁾。それでは、安田毛利氏の本貫地である安田条およびその周辺地区について、これまでの研究成果等を援用しながら概観しておきたい。

まず、地理的な環境について若干まとめてみる。主要河川である鮒石川は、長鳥川と合流すると北西方向に蛇行し、やや狭い扇状の沖積地を形成する。鮒石川の蛇行は、広い川原とともに多くの自然堤防を造成する²⁴⁾。そして両側には丘陵が横たわっているが、それら丘陵内にも多くの小河川があり、大小の狭い沖積地が形成されている。古代・中世の遺跡分布をみると、鮒石川が形成した川原に沿って確認されており、これらの遺跡が水吐けの良い自然堤防上を選地していたことが明瞭に示されている。また、丘陵沿いでは城之組集落周辺にも土器類の散布が認められており、古代（後期）から中世の集落が形成された居住空間が、現在の状況とかなり近似していることを示唆している。また、寺院が想定される小字名の分布は、そのほとんどが鮒石川の川原に接している。後述する不退寺も、下田尻と藤井の大字界をみれば、これが鮒石川と考えられる河道によっていることは明瞭であり、これらが無縁の地としての川原に沿って建立された可能性を示している。これらの寺院の内、不退寺や善勝寺は中世前期にはすでに建立されていた可能性が高く、また慶福寺と慶福寺の末寺となつて再建されたという安楽寺は共に中世後期の建立と考えられる。この想定には、詳細な検討を要するが、無縁の地における寺の建立といふ中世前期から、在地領主との関連を強くした中世後期への転換が、寺院の位置からもうかがえるのではないだろうか。

それでは、安田条内における山野の開発や耕地について若干述べておく。山野の開発には、必ずその水源の確保が必要である。この水源とは、「伊（井）ノ川内」の小字名が示すように、安田条上方のこの沢が主要な水源とされていたことは確かである。丹波の安国寺と10年あるいはそれ以上の長きにわたって領有を争ったのは、この水源確保が背景にあったと推定できるであろう。上方から得られた用水は、「上の池」・「下の池」が示す溜池に貯えられていたと考え



第17図 越後国鶴河荘安田条と周辺地域要図 (1:20,000)

地形図 柏崎市街図 1:10,000

参考文献 猪爪・小暮 1989等

られる。そして、これらの用水によって開発された耕地は、鯖石川の自然堤防と安田氏の要害が構築された丘陵地との中間に形成された湿地であった¹⁵⁾。

さて、安田氏の館についてであるが、これは現在のところ遺跡としては確認されていない。現状では「門田」や「土の内」という小字名から、この付近が最も有力視されている〔猪爪・小暮前掲〕。「土の内」は、「上の土下」や「下の土下」の「土（ど）」とはほぼ同じ意味である。「ど」は、本地方では溜池等を示す言葉であって、したがって「土の内」もいわゆる「堀ノ内」と同義と考えられる。なお、戦国期頃には、要害の付近に移転していたと推定されており〔猪爪・小暮前掲〕、土器類が散布する城之組周辺の可能性がある。安田氏にとって戦略的に重要な要害は、東西南北の各谷に囲まれた丘陵頂部に構築されている。この要害の防備には、それなりの繩張が必要である。要害の位置からすれば現在の上輕井川の領有には必然性がある。この集落で多い氏は関矢であり、この地に「関屋名」が比定される理由である〔猪爪・小暮前掲〕。輕井川地区は、鶴川の支流輕井川流域全域を含むが、東西に長いことから上と下に集落が別れている。両者の明確な区分については詳でないが、「長繩手」や「馬坂」という小字名が位置する辺りまでは、要害の繩張であった可能性が強く、安田毛利氏の領有範囲がこの地まで延びていたとすることができるのではないだろうか¹⁶⁾。

不退寺山論 安田氏は、本貫地での支配を確立していく過程で、幾つかの相論を余儀無くされており、決して安易な道程ではなかった。現在に残された文書では少なくとも3回の相論があったことがわかる。それは、前述した安田条上方をめぐって安国寺と、次いで宮浦三郎と対した安田条内井河内の山境について、そしてここで述べる不退寺との山論である。安国寺とは、康応元（1389）年にもこの争いが後を引いているが、康暦2（1380）年には足利義満の下文によって「安田条地頭職」が安堵され、ほぼ決着が着いている。宮浦氏とは応永33（1426）年頃のこととされるが、井河内が属する安田条上方はすでに安田氏の知行地として確立しており、異論を差し込む余地はなかったと考えられ、安田氏の知行が認められている。

さて、不退寺¹⁷⁾との山論は、文明10（1478）年頃から持ち上がり、その年末には安田氏の知行が認められているが、延徳2（1490）年までには最終的に決着している。ここで問題なのは、山論まで発展した山がどこであったかという点である。文明10年12月晦日の「上杉家老臣連署奉書」には、毛利越中守に対し「……及百年当知行処、不退寺不歎申相過候、……」とあり、すでに100年間は安田氏の実質支配がなされていたことがわかる。また、文明14年から八条殿（上杉持房）が没する延徳2年までと推定される「長尾能景書状」には、「……其方御要害不退寺領山事、……」とある。したがって、不退寺と相論した山は、安田氏の要害、すなわち安田城に接したところとすることができる。前者の「百年当知行処」とは、応安7（1374）年の「安田道幸讓状」を指していると考えられ、基本的には安田氏の要害付近の所領であればすべてが対象となってくる。しかし、安田城については14世紀後半には安田氏の本貫地として確立していたと考えられ、関屋名があったとされる上輕井川についても同様とすることはできるのではないか。以上のことが前提にできれば、少なくとも安田城の南側の丘陵地は除外

でき、西側に広がる丘陵が候補地として有力となるであろう。安田城の西側に広がる繩張は、前述したように現在工業団地と化した全域がほぼ含まれ、「長崎手」・「馬坂」までの広がりが想定できる。したがって、現状での推定にはかならないが、不退寺と相論にまで発展した山とは、十三本塚が造営されていた台地付近が想定可能である³³⁾。この傍証としてはやや弱いが、「十三本塚」や「尼ヶ谷」という小字名が存在し、不退寺領であった時の名残と考えられる。

なお、この時期に山論が生じた理由であるが、京ではすでに応仁の乱が勃発し、世は戦国時代となっていた。その余波は、越後にも当然影響を与えており、安田氏の要害も再整備がなされたことが考えられ、その一環として要害の西側も樹木の切り払い等がなされた可能性が考えられる。不退寺は、図示したとおり沖積地内にあって山林を伴っていないことから、当該地はその柴山として重要であったのではないだろうか³⁴⁾。不退寺は、『白河風土記』に七堂伽藍の大寺であったという伝承が記されている。しかし、安田氏との相論以後急速に衰退したとみられ、承応3(1654)年の『下田尻村新田換地帳』には、すでに畠とされていた字「普林寺」4反余りが、さらに田に直されて新田としたことが記されている。

十三仏の靈場 かくして十三本塚の地は、かつての不退寺領である可能性が強くなった。そして、この地は不退寺にとどまらず柴山等として重要であった。しかし、このことだけで当該台地が特殊な「場」となりえたのであろうか。不退寺は、権門勢家と結び付いた莊園制支配といふいわば旧勢力であり、これに対する安田氏は武士が台頭した在地領主としての新興勢力である。当時すでに衰退化の兆しがみえている不退寺が、単なる柴山等を理由に相論に及んだとは考えられないのではないだろうか。「福寿山不退寺略縁起」および『田尻村誌』の福寿山不退寺の項には、經井川の地にあった堂を現在地に移転したことが記されている〔酒井1975〕。不退寺が最後の抵抗ともいえる相論に及んだ必然的な理由とは、不退寺にとって重要な聖地的な意味が当該台地に備わっていたためといえるだろう。しかし、乱世は何よりも軍事的な備えが最優先され、要害に近接した場として十三本塚の地には戦略的な価値が生じることとなった。このように想定した場合、当該台地は要害の繩張と安田氏の所領の境界地として意識されることになる。また元来、山野には境界的観念が伴っており、また明瞭な線引きがなされない漠然としたものであった。これらの価値観が不退寺の聖域観念と複合した時、新たな価値観が生れ出たとしても、その可能性を否定できないであろう。ここに、十三本塚の地が、境界的観念を伴った靈場としての「場」が形成することになる。

しかし、この地に靈場という場を想定できたとしても、なぜ「十三本塚」と呼称されるようになったのか、さらに十三仏（信仰）と結び付いたのか、あるいはそこに至ったのかという肝心な点は不明である。ただ、地元に残された文書に、「十三仏の靈場」と記されているとのことであり、地名に係わる何らかの信仰と係わっていたことは確かである。

十三本塚の造営者とその時期 十三本塚の地の関係者は、不退寺（～14世紀後半）、安田毛利氏（14世紀後半～慶長3年）、周辺地域の民衆が考えられる。前2者が、十三本塚造営の直接当事者であるとしても、その可能性は否定できない。しかし、宗旨の明確な宗教者たる寺院

や宗教的にはかなり安定した寺を持つ安田氏が直接的に係わったとするには、民間的色彩の強い塚の造営にはそぐわないであろう。ここでは、明確な論拠を持ち合わせないが、前述のごとく一般民衆とした後者による造営が妥当と判断したい。^{註10)}

それでは、塚の造営期について若干の検討を試みることとする。塚は、境界観念が強い場所に構築されているが、これは現象面に表れた結果であり、十三塚も例外ではない。ここで注意を要するのは、境界を示すために塚を築くのか、あるいは境界観念がそこにあるからその場所に塚を築いているのかという問題である。前者には、南部藩伊達藩領の境塚が有名であるが、塚の配列や規模等において特殊な事例であり、塚の持つ性格としては後者が妥当と考えられる。また、塚の多くが道に沿っていることは事実であり、個々の塚が造営される上限は、境界観念と道が成立した時期と、一応設定することができよう。

ここで先ず検討したいのは、「十三本塚の塚（第14号塚）」である。本塚については、年代的にはやや新しいが鏡里村（明治22~34年）が測量した土地更正図が参考となる。本塚の位置は、佐藤ヶ池新田から安田方面へと、軽井川から上田尻方面へと向かう道の辻に位置している。各村を結ぶこの道は、村落間交通に取って重要であり、上述の4ヶ村が壊った段階でようやく辻をなすことができたわけで、開発時期がもっとも新しい佐藤ヶ池新田の成立時期以降とすることができる。佐藤ヶ池新田の成立時期については余り明らかでないが、正保元（1644）年11月の「佐藤池新田申之免札」の存在や、宝曆13（1763）年9月の「佐藤池新田村指出明細帳」によれば天保3（1683）年に検地がなされたことが記されている。のことから、遅くとも17世紀前半の成立と考えられ、辻の成立もおおむね17世紀代とすることができるのではないだろうか。したがって、「十三本塚の塚」が造営された時期は、最終的な判断はできないとしても、およそ17世紀代頃が想定されるのではないかだろうか。本塚と類似した例は、藤橋地区に所在する向山の塚〔柏崎市教委1987〕がある。発掘によって確認されたこの塚の基底部（地山面）一辺は約5.22mを計るが、十三本塚の塚も長辺が約5.4mで発掘によっては若干小さくなる可能性がある。短辺が短く、長方形プランを量しているのは、一部が耕作によって削平されたためと考えられ、規模としては同程度であったと考えられる。向山の塚は、おおむね18世紀代とされるが、基本的には近世前期における辻の塚として認識できる。

それでは、「十三本塚」は何時頃造営されたのであろうか。本塚群も道に沿ってほぼ直列に配列していることから、道が関連していることは確かである。この道は、下軽井川地内から安田方面に向かう一本道であり、十三本塚の塚がある辻の成立以前の道とすることができる。したがって、佐藤ヶ池新田の成立以前が先ず下限として設定できる。ところで、十三本塚の台地は、天和13（1683）年の「軽井川村検地水帳」に1町6反ほどの「山畠」が記載されており、少なくとも17世紀後半には平坦部のほとんどが開墾されていた。この開墾が何時なされたかについての確証はないが、おそらく上杉氏の会津転封に安田氏も伴っていることから、この時点での要害は廢棄され、それを画期として開墾がなされたのではないかだろうか。このような想定が正しければ、本台地における靈場的な観念はかなり薄くなってしまっており、十三本塚の意義も形骸化

していたことが考えられる。十三本塚の造営は、十三本塚の塚が築かれた辻よりも古いことは確実であり、佐藤ヶ池新田成立以前と考えられることから、少なくとも16世紀以前と考えられ、上限も安田氏の山野領有が安定した15世紀以降とすることが一応できるのではないだろうか。

おわりに 以上は、かなりの仮定や想定を交えて試みた十三本塚に係わる「場」と、その歴史的な経緯についての試論である。しかし、当該地が十三仏に係わる直接的な要因については全く近付くことができなかった。また、仮定や想定の中には多くの課題が含まれており、すべてがこのまま歴史的事実とすることはできないことも確かである。したがって、今回の検討がどこまで歴史の眞実に及んでいるかは疑問が多いことと思われる。ただ、謎に包まれた「十三塚」の理解に向けては、個々の十三塚について歴史的な経緯や宗教並びに民衆の動向等を詳細に検討していく必要がある。この点については、結論の是非はともかく幾つかの論考にも取り上げられていることからも明らかであろう。今回の試みは、当該地域において唯一の存在である十三本塚に対し、その理解に向けての糸口となればと意図したものである。内容的には個々の問題点や認証等が多くあるかと思うが、それらについては今後更に検討を深める中で修正等を行っていきたい。御教示、御叱責等を乞う次第である。

註

- 1) 本論考には、「上方」について特に明記されている訳ではないが、「上方」を現在の大字安田地内の中でもしくは上輕井川地内と考えている旨、猪爪一郎氏から御教示を受けている。なお、上輕井川の地が安田地内としても、これが「上方」に含まれるのかという点については明確にできなかった。
- 2) ただし、図示した境界線は、農地整備後の字切りであるため、当時の境界線とは一致しない。また、当時の境界区分も「上方」と「下方」と記しているように明確に一線が引かれるではなく、観念的で漠然としたものであったと考えられる。
- 3) 「上の土下」に所在する塚は、今回初めて報告されるものである。一辺約8mほどのやや大型の塚1基が確認される。同地点にはこの他に、青面金剛像の庚申塔が2基建立されている。
- 4) この自然堤防は、現鶴石川の流路に沿って連続するものではなく、過去の流路によって分断されていたか、あるいは蛇行部分に形成されていたものと考えられ、不連続な自然堤防である。
- 5) この墳地も、基本的に鶴石川の古い流路であったと考えられる。
- 6) ただし、要害の遺構が認められる範囲は、それほど広くなく、「馬場」周辺では確認されていない。
- 7) 不退寺は、下田尻所在の觀音堂であり、近年新築され「福寿山不退寺」という山額が掲げられている。境内地は、現在1,000m²に満たない。なお、境内地からは、9世紀後半～10世紀前半、13世紀～14世紀頃の土器類が表揚されている。
- 8) なお、不退寺領の山については、以前に十三本塚周辺が該当するのではないかという示唆を猪爪氏から受けている。
- 9) この点については、川又昌延氏の御教示によるところである。また、応仁2(1468)年頃とされる正月19日付けの「上杉家^の老臣連署奉書」に、領内の山木を盗み切る者を成敗することを命じる文書が安田道元に対して出されている。これと不退寺領との係わりについては確証はないが、もし係わりがあるとすれば不退寺の柴山ということが念頭に浮かぶ事例となる。
- 10) 不退寺の聖域観念が、十三本塚に端を発している可能性は考えられる。このことは、十三本塚が十三仏信仰と係わっていたという前提が必要である。十三仏そのものの成立は、南北朝開闢とされることから可能性は捨て切れない。しかし、十三仏の史料は、15～16世紀に集中しており、不退寺が十三本塚の造営主体である可能性は少ないと考えられる。
- 11) 佐藤池新田は、元和2(1616)年に長峰藩に属したとされていることから(新沢1970)、16世紀末には既に成立していた可能性があり、辻の成立及び塚構策の上限も16世紀末までのぼることが考えられる。

〈引用・参考文献〉

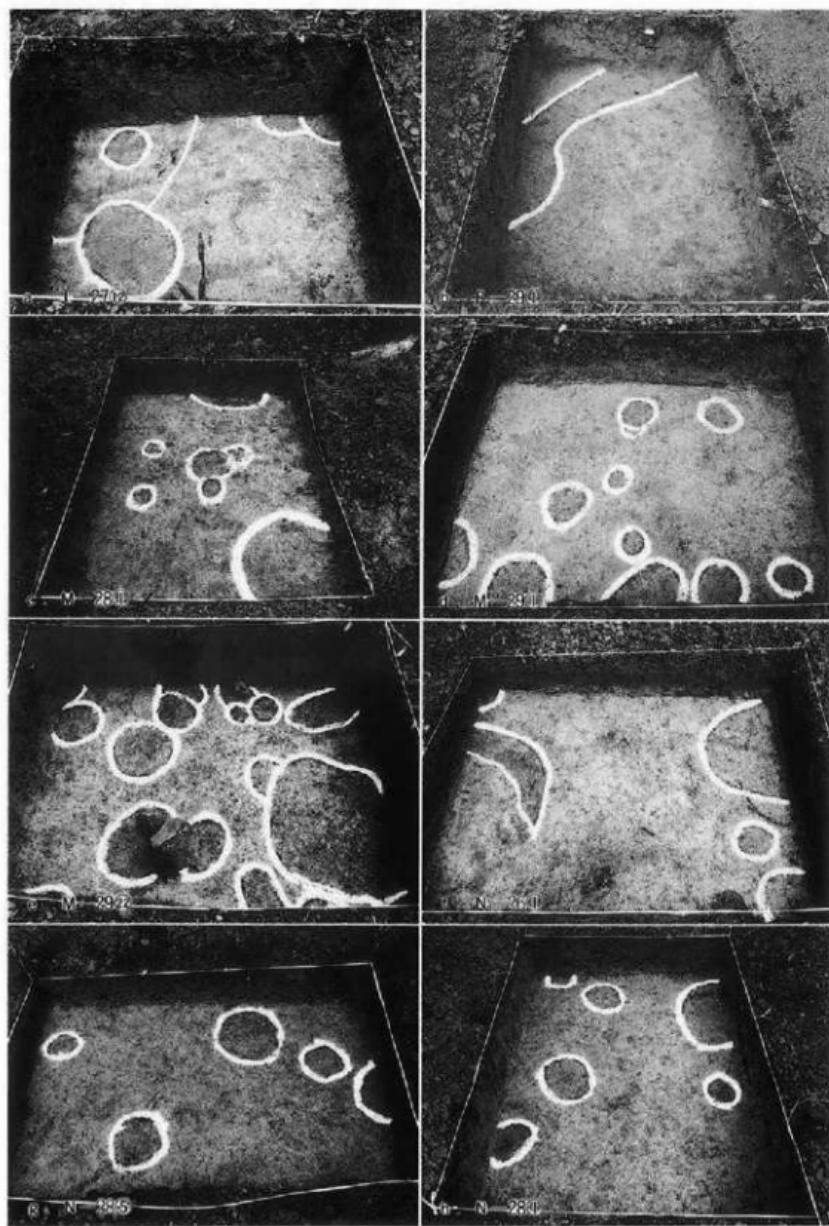
- 鶴爪一郎・小暮 党 1989「安田城」『柏崎刈羽』第16号 柏崎・刈羽郷土史研究会
- 岡本都栄 1987 a 「青木遺跡」『柏崎市史資料集考古篇1』柏崎市史編さん委員会編
- 岡本都栄 1987 b 「型の木平遺跡」『柏崎市史資料集考古篇1』柏崎市史編さん委員会編
- 荻野正博 1986「莊園と国衙領」『新潟県史 通史編1 原始古代』新潟県
- 柏崎市教育委員会 1972『柏崎市伝説集』
- 柏崎市教育委員会 1976『川内遺跡発掘調査報告書』(柏崎市埋蔵文化財調査報告書第1)
- 柏崎市教育委員会 1990 a 「岩野遺跡－新潟県柏崎市岩野遺跡発掘調査報告一」(柏崎市埋蔵文化財調査報告書第2)
- 柏崎市教育委員会 1986『藤橋向山の塚－新潟県柏崎市藤橋向山の塚発掘調査報告一』(柏崎市埋蔵文化財調査報告書第6)
- 柏崎市教育委員会 1990 a 「千古塚－新潟県柏崎市南下。千古塚遺跡発掘調査報告一」(柏崎市埋蔵文化財調査報告書第11)
- 柏崎市教育委員会 1990 b 「劍野山繩文遺跡群－新潟県柏崎市・劍野B遺跡確認調査報告一」(柏崎市埋蔵文化財調査報告書第12)
- 柏崎市教育委員会 1990 c 「吉井遺跡群II－新潟県柏崎市・吉井遺跡群第II期発掘調査報告一」(柏崎市埋蔵文化財調査報告書第13)
- 柏崎市史編さん委員会編 1984 a 「柏崎市史資料集近世篇1上 柏崎の近世史料(支配・換地)」
- 柏崎市史編さん委員会編 1984 b 「柏崎市史資料集近世篇1下 柏崎の近世史料(天和換地帳)」
- 柏崎市史編さん委員会編 1985「柏崎市史資料集近世篇2上 柏崎の近世史料(賃租・町村概況)」
- 柏崎市史編さん委員会編 1987 a 「柏崎市史資料集考古篇1 考古資料」
- 柏崎市史編さん委員会編 1987 b 「柏崎市史資料集古代中世篇 柏崎の古代中世史料」
- 柏崎市立図書館編 1977 広瀬典原著「白河風土記－越後国刈羽郡の部－」
- 神奈川大学民俗文化研究所編 1984「十三塚一現況調査編一」(神奈川大学民俗文化研究所調査報告第9集) 平凡社
- 木下 忠 1986「十三塚の形式」『十三塚一研究・考察編一』(神奈川大学民俗文化研究所調査報告第10集) 平凡社
- 酒井徹也 1975「田尻村のはなし」(付録『田尻村誌』)
- 島田高志 1987「十三塚遺跡」『柏崎市史資料集考古篇1』柏崎市史編さん委員会編
- 品田高志 1988 a 「王冠型土器考」『柏崎市立博物館 館報』No.2 柏崎市立博物館
- 島田高志 1988 b 「柏崎市域における塚伝承について」『柏崎の民俗』創刊号 柏崎民俗の会
- 品田高志 1989 a 「柏崎市・田尻1号木炭窯」『新潟考古学講話会会報』第3号 新潟考古学講話会
- 品田高志 1989 b 「柏崎平野における塚(群)の分布と立地について－長島川流域を中心にして－」『柏崎の民俗』第2号 柏崎民俗の会
- 品田高志 1990「塚の群構成とその類型－柏崎平野における塚(群)の事例から－」『柏崎の民俗』第3号 柏崎民俗の会
- 新沢俊大 1970「柏崎編年史 上巻」 柏崎市教育委員会
- 前山精明・小野 昭 1988「巻町豈原繩文時代低湿地遺跡の調査」『第4回研究発表会－新潟県の考古学－』 発表要旨 研究発表会実行委員会
- 村山教二 1990「刈羽郷と莊園」『柏崎市史』上巻 柏崎市史編さん委員会編
- 米沢 康 1980「大宝2年の越中国四部分割をめぐって」『信濃』第32巻第6号 信濃史学会

十三本塚遺跡群

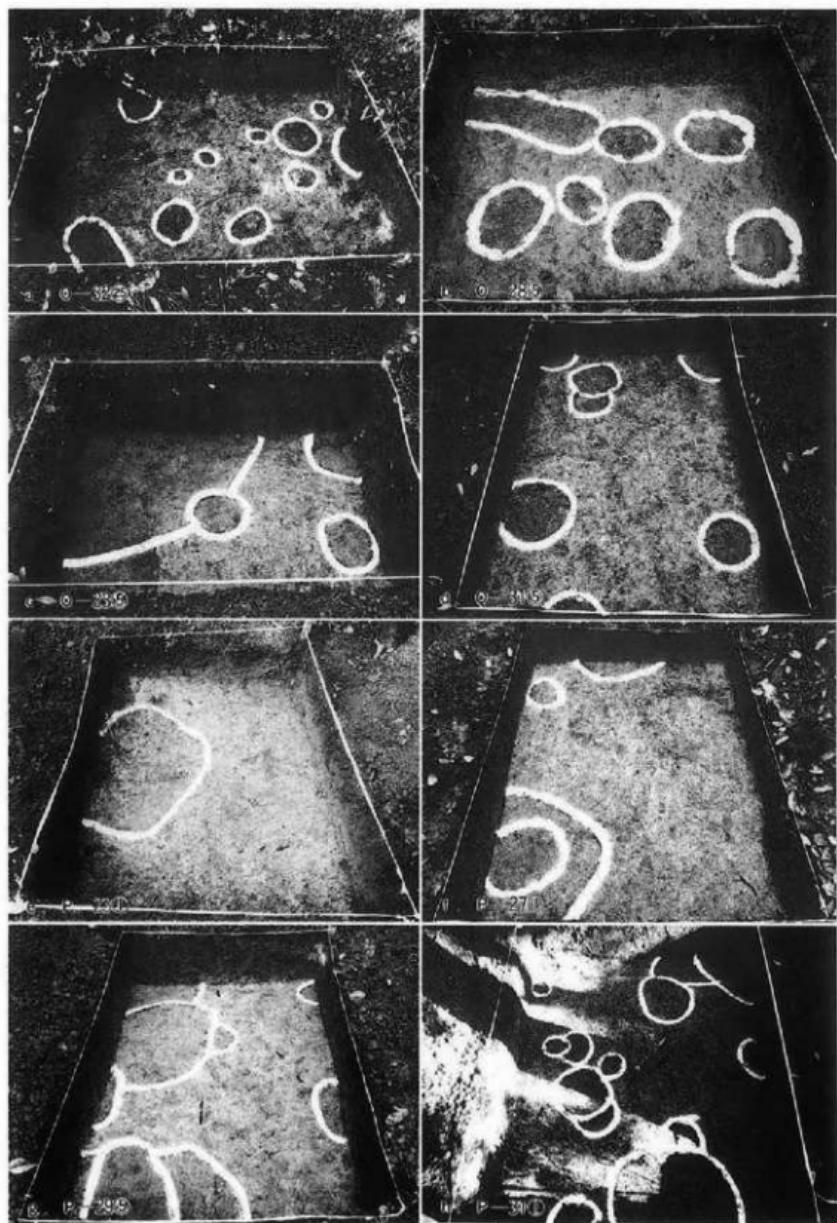


十三本塚台地とその周辺 (1 : 15,000)

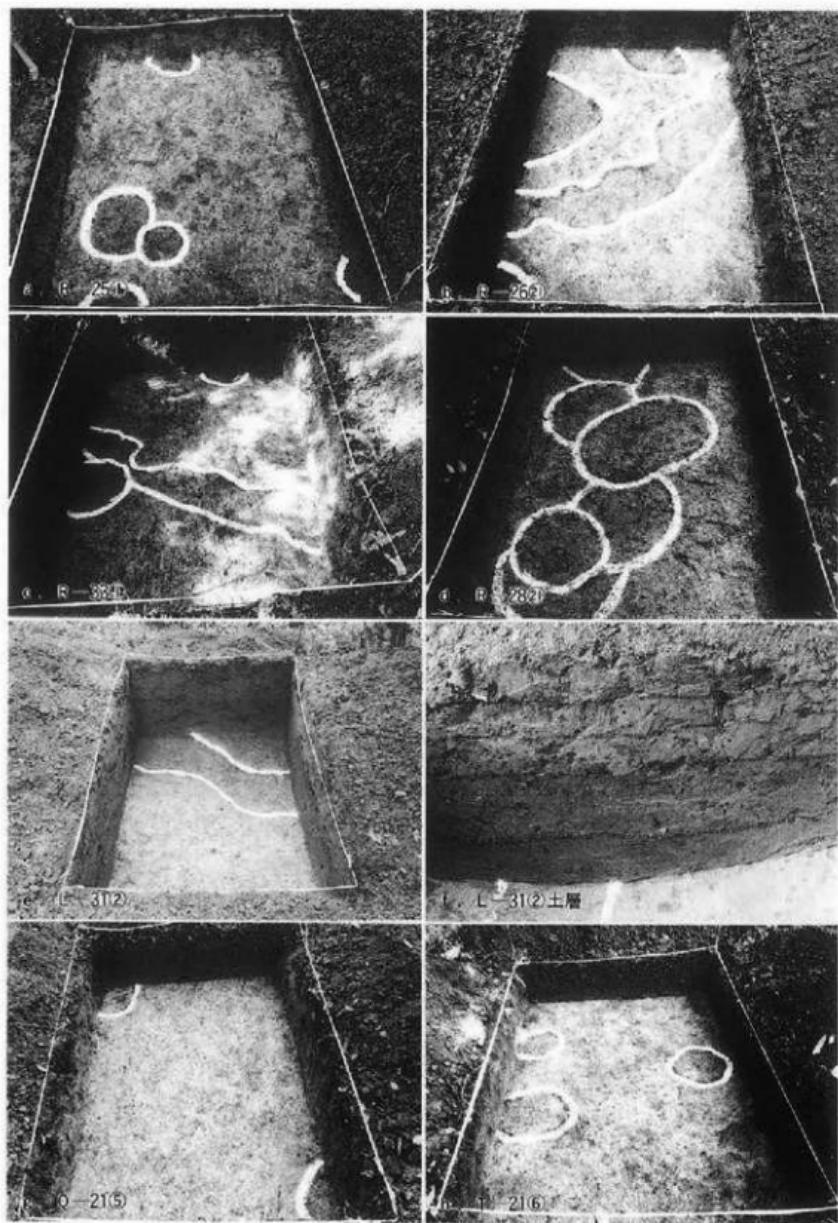
1964.10.27撮影



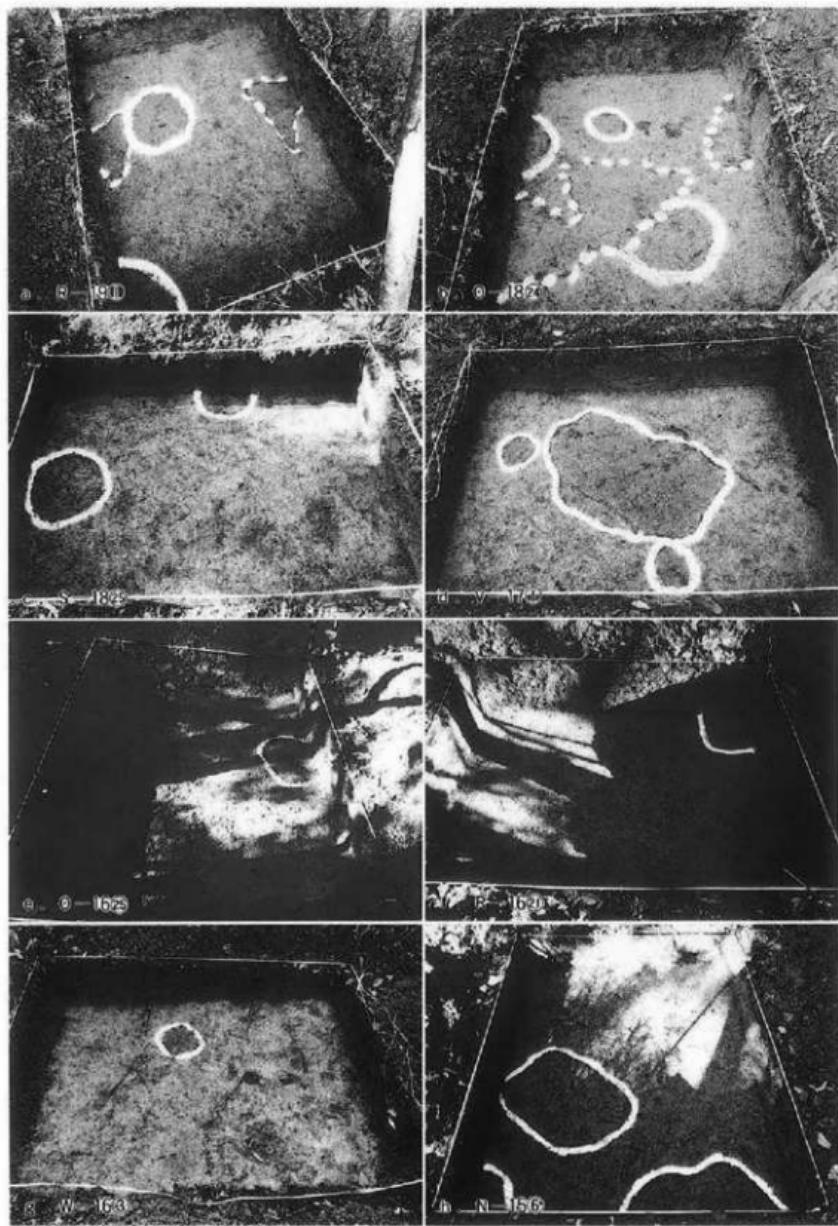
調査坑検出遺構 (1)



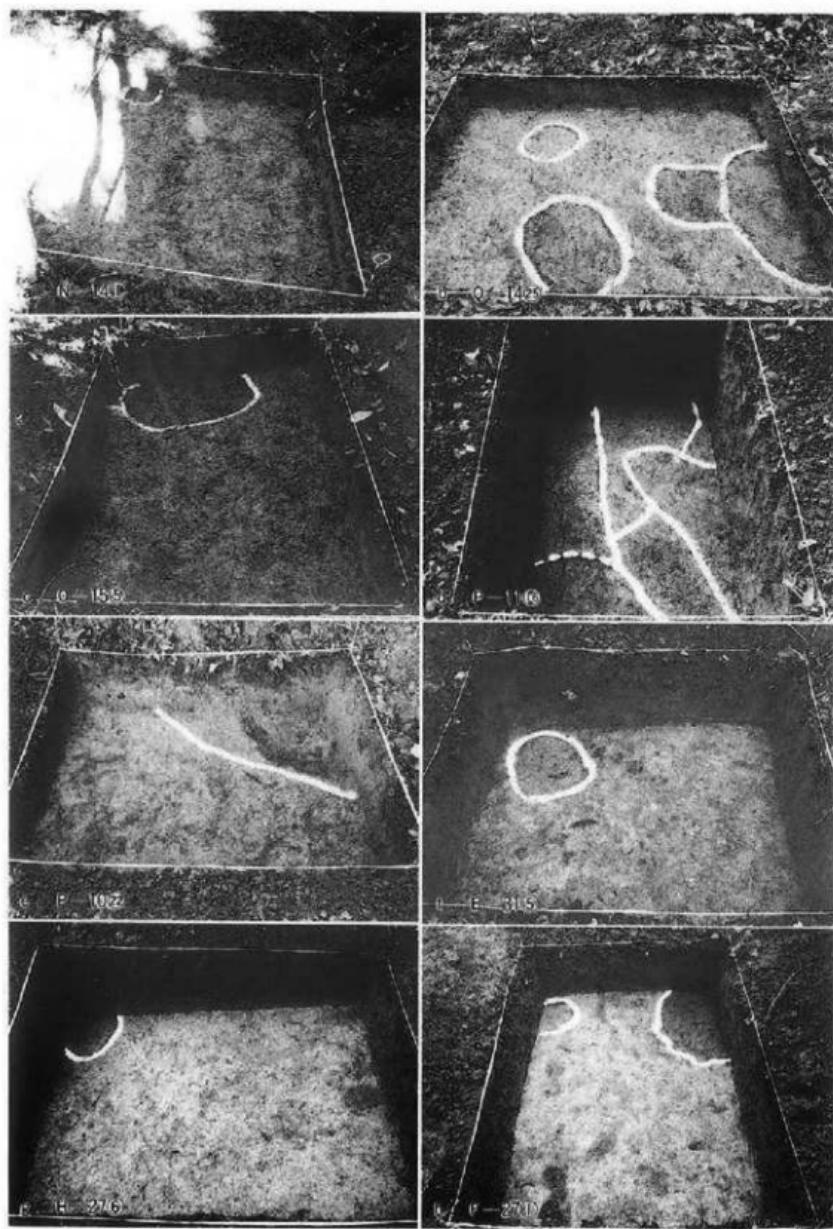
調査坑検出遺構 (2)



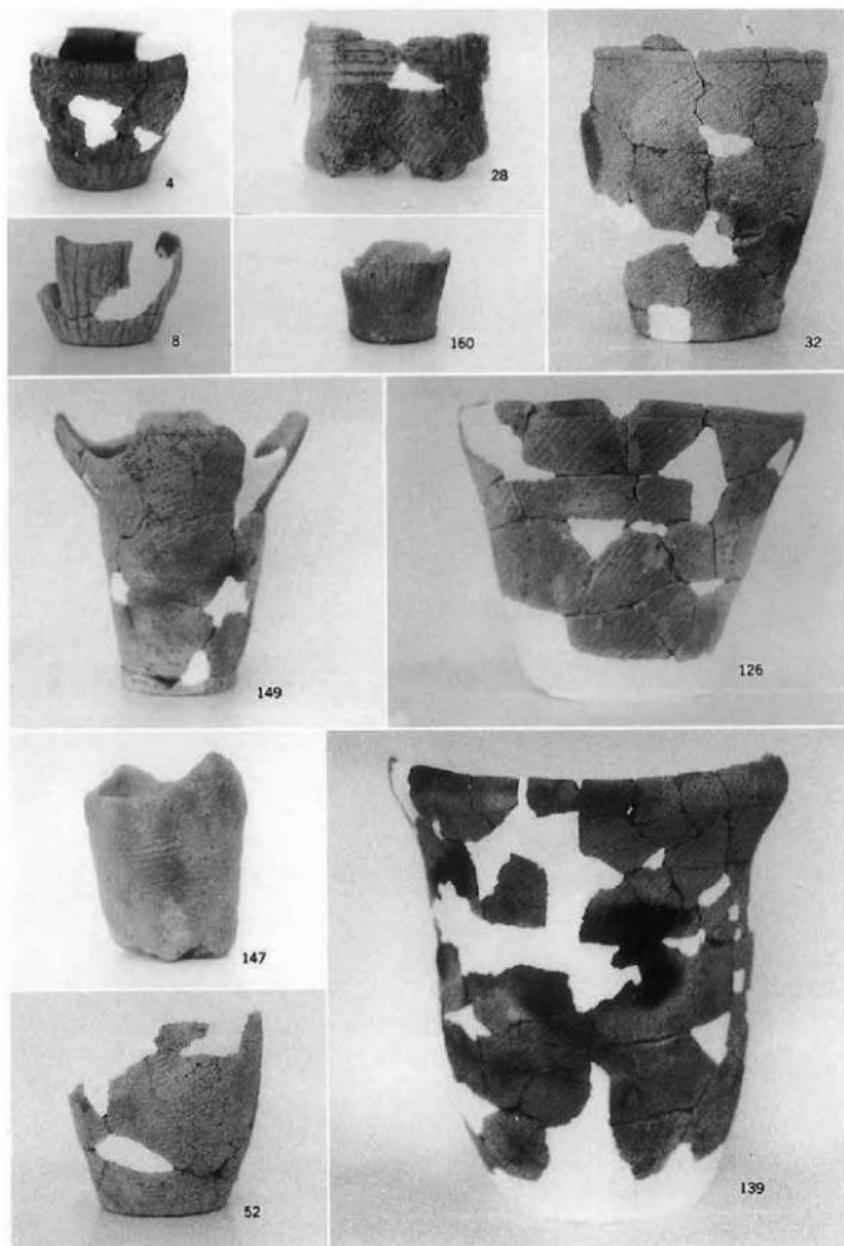
調査坑検出遺構 (3)

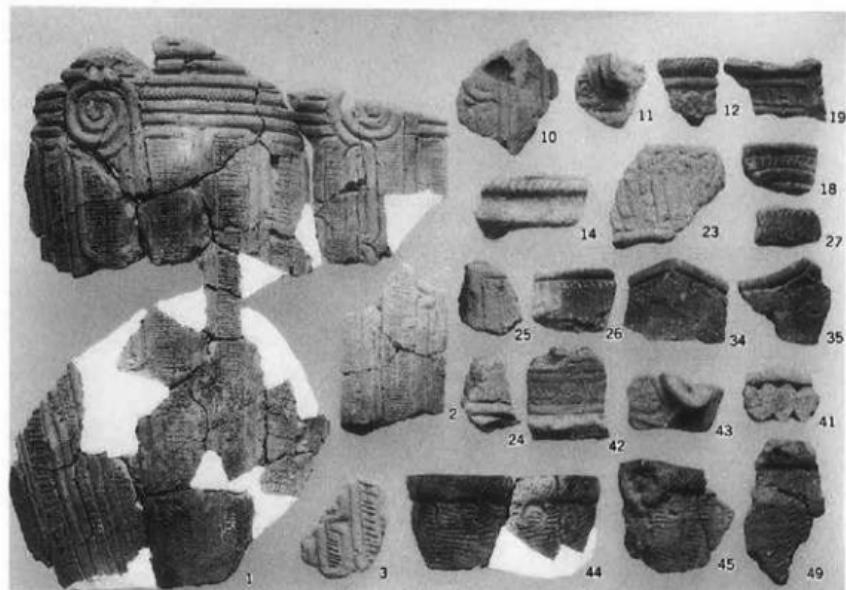


調査坑検出遺構(4)



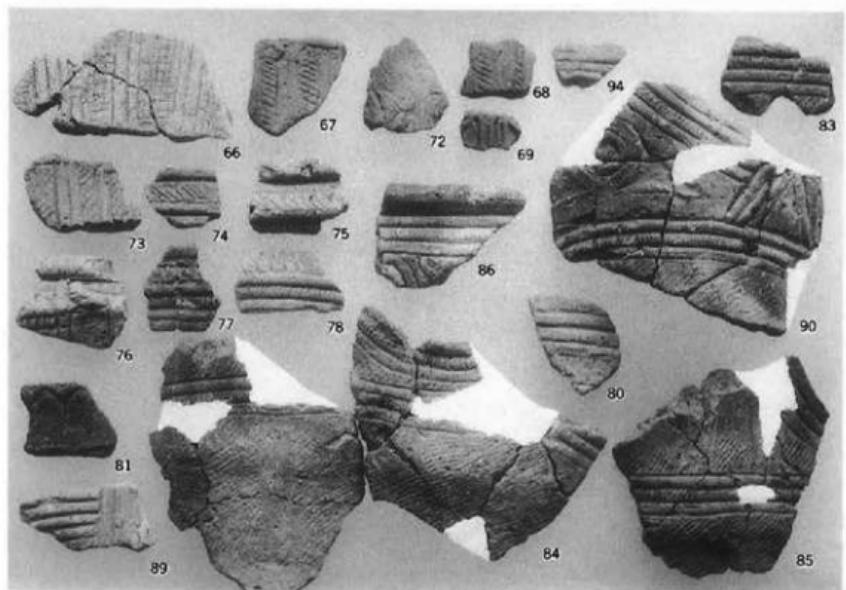
調査坑検出構造 (5)





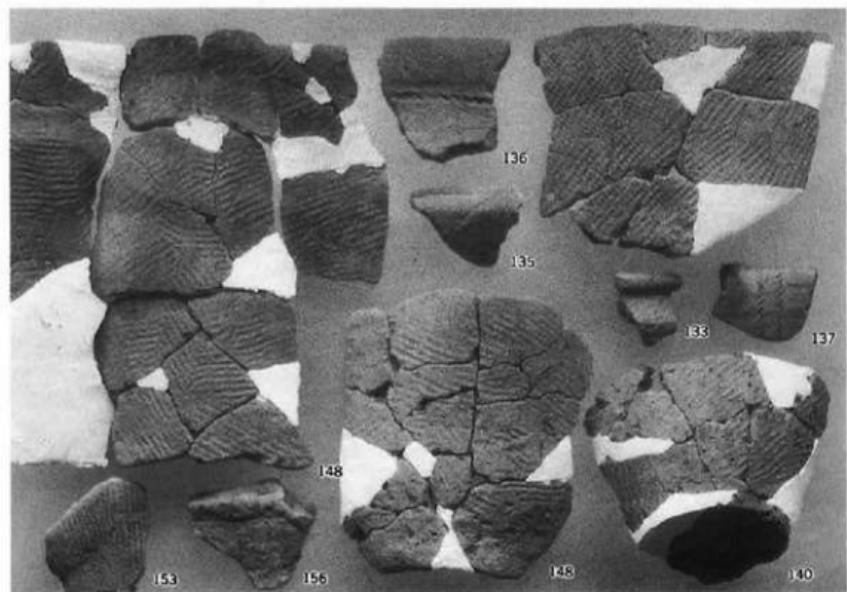
a. 繩文土器(2)

L-31②上層出土土器群

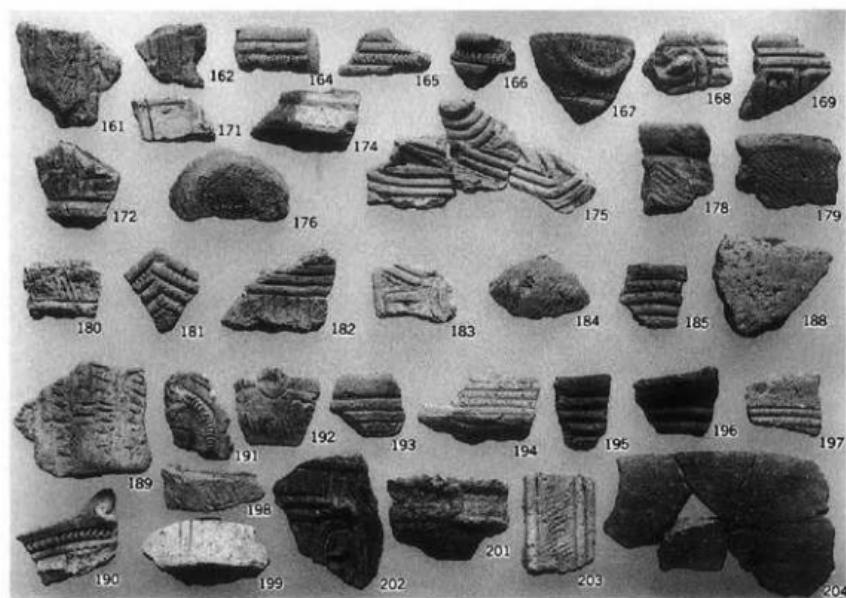


b. 繩文土器(3)

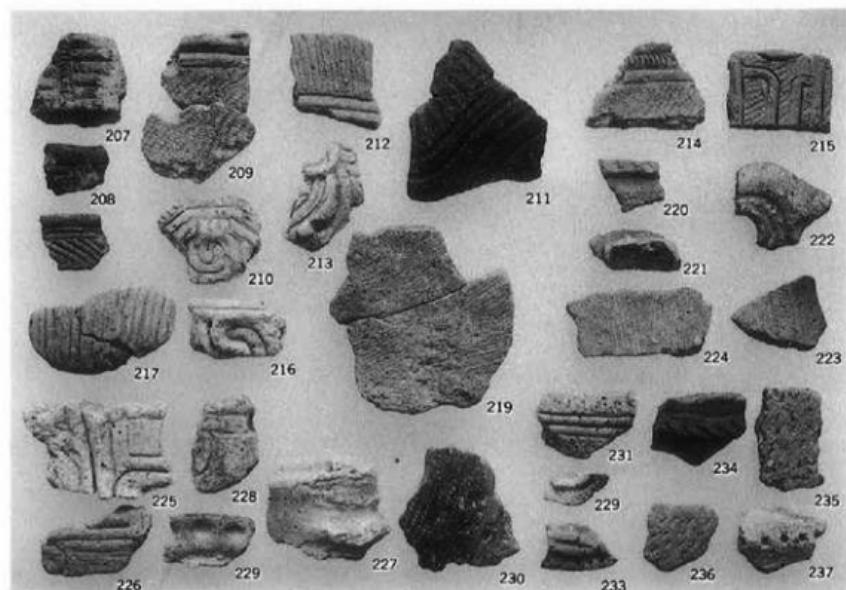
L-31②中層出土土器群



十三仏塚遺跡 9

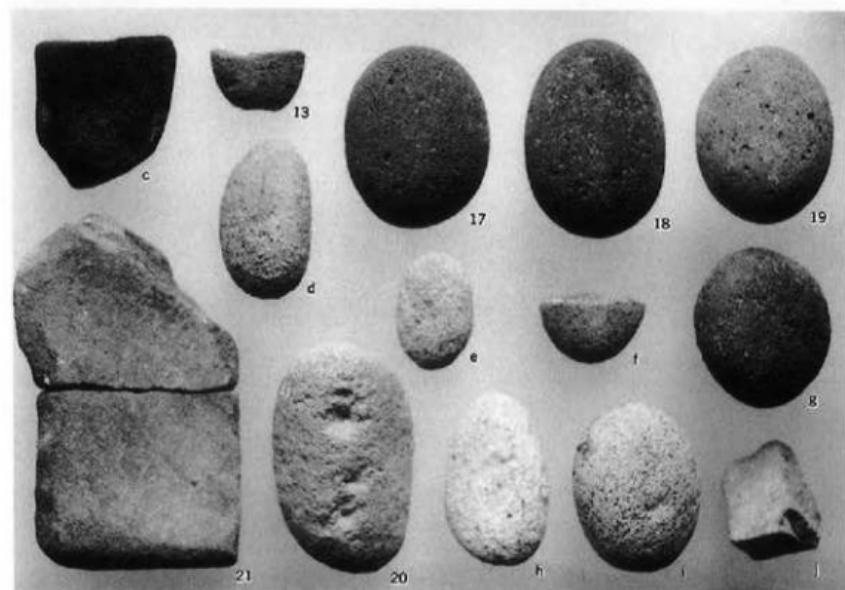
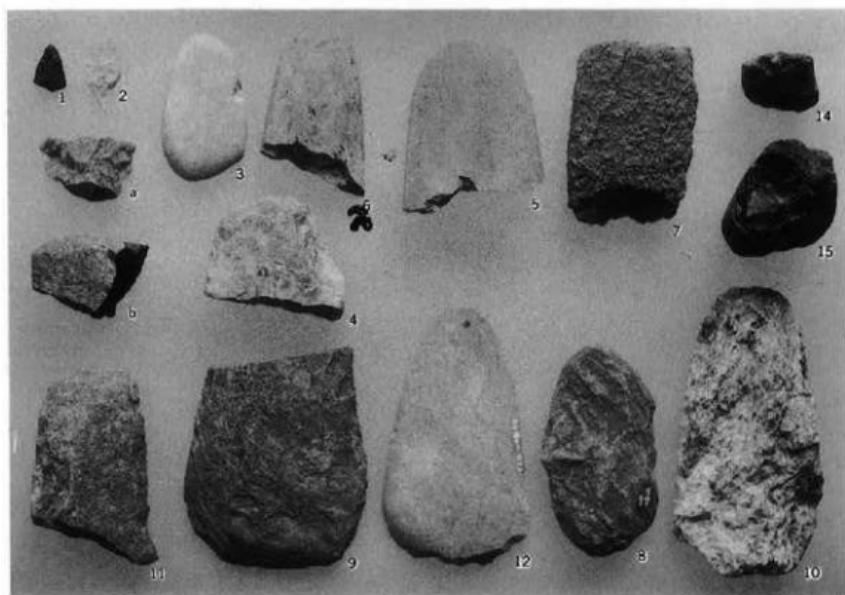


a. 繩文土器(6)

L-31②上層出土土器他
M-31⑤出土土器群

b. 繩文土器(7)

A-C エリアの土器群



十三本塚の塚群



e. 十三本塚第7号塚

f. 十三本塚第8号塚

g. 十三本塚第9号塚

柏崎市埋蔵文化財調査報告書 第14
十三本塚遺跡群
—新潟県柏崎市・十三本塚遺跡群確認調査報告—

平成3年3月30日 印刷
平成3年3月30日 発行

発行 柏崎市教育委員会
〒945 新潟県柏崎市中央町5-50
印刷 三秀社